

| | |
|------------------|---|
| Title | 古代伊勢神宮の年中行事 |
| Sub Title | Regular annual events at the ancient Ise Shrine |
| Author | 三宅, 和朗(Miyake, Kazuo) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 2003 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.72, No.3/4 (2003. 12) ,p.1(329)- 59(387) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20031200-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代伊勢神宮の年中行事

三宅和朗

一

延暦二三年（八〇四）に撰進された『皇太神宮儀式帳』（以下、『皇帳』と略す）、『止由気宮儀式帳』（以下、『止帳』と略す）には、正月一日から一二月晦日まで一連の年中行事が記されている。伊勢神宮の年中行事では三節祭（六・一二月の月次祭と九月の神嘗祭）が注目され、数多くの研究の蓄積がなされているが、それ以外の行事については宮中と同様のものが多く含まれているにもかかわらず、あまり注目されてこなかったのが現状である。これには、古代の年中行事といえは平安期の宮廷行事が中心であり、神社のそれまで関心が向けられにくかったこと、一八七三年（明治六）に伊勢神宮では伝統的な五節供が廃止された²⁾ことが影響しているかもしれない。

古代伊勢神宮の年中行事

い。

従来の学説史を振り返ってみても、鎌田純一氏が天武天皇の浄御原宮で定着した節供や卯杖、御竈木などが伊勢神宮に伝わったとされ³⁾、また、桜井勝之進氏が神宮の年中行事を中央に祖型をもつものと、求め難いものにと整理し、「殆んどの年中行事はその祖型を中央に求めることができる」、「中央から採り入れたものとするならば、儀式帳の記事は、早くても貞観以降に補筆されたもののようにある」とされていたのが目につく程度である。桜井氏の後半の指摘は伊勢神宮における重陽節実施の問題（後述）から直ちに従うわけにはいかないが、両氏の伊勢神宮の年中行事が中央と共通するという結論は大筋では了解されよう。

本稿では、『皇帳』『止帳』や『延喜式』（以下、『式』

と略す)を中心に、時代の変遷に留意しつつ、主として平安期の伊勢神宮の年中行事の特質を明らかにしてみたいと思う。その際、三節祭だけではなく、神宮の年中行事全体を考察の対象とすることは勿論である。なお、本論に入る前に、本稿全体に関わることとして、次の三点を指摘しておきたい。

まず、第一は、史料の問題である。古代の伊勢神宮の年中行事が窺われる史料としては、前記の『皇帳』『止帳』『式』が基本であるが、それ以外のものとしては、建仁二年(一一〇二)から承元四年(一一二〇)の間に成立した『神宮雜例集』(以下、『雜例集』と略す)と、建久三年(一一九二)に荒木田忠仲によって編述、その後、寛正五年(一四六四)に荒木田氏経によって増補された『皇太神宮年中行事』(以下、『年中行事』と略す)がある。とくに、後者は内宮の行事が詳細に窺知される史料として重要であるが、寛正五年時の増補部分も少ない。ここでは『年中行事』を一五世紀中頃成立の年中行事書として扱っていきたいと思う。また、一三世紀中頃、大神宮司河辺長則の内・外宮神事奉仕記録である『太神宮司神事供奉記』と、一五世紀中頃から後半に内宮禰宜であった荒木田氏経の日記『氏経神事記』も手

がかりになる。本稿では、以上の諸史料を軸に上記のテーマに迫ってみたい。なお、近世においては、享保一五年(一七三〇)完成の『豊受皇太神宮年中行事今式』をはじめとする関係諸史料があるが、ここでは参考に留めたことを予め断っておきたい。

第二は、伊勢神宮の成立の問題である。伊勢神宮がいつ、いかなる契機で成立したかについては、数多くの議論があり、ここで簡単に言及できるものではない。岡田精司氏は、雄略朝の四七七年に大王の守護神の祭場が河内・大和地方から伊勢へ移され、それが伊勢神宮(内宮)の起源であるとされた⁵⁾。この岡田説は、伊勢神宮成立史の諸研究の中で現在、最も有力な学説とみられる。伊勢神宮の前身は南伊勢の地方神であり、それが六・七世紀に皇室の神へ発展したとする地方神昇格説⁶⁾を岡田氏が批判された点は十分に首肯される。しかし、その一方で、七世紀以前の伊勢神宮についてはあまりに手がかかりが乏しい。岡田氏の雄略朝成立説を支持するだけの史料の裏付けも容易に得難いところである⁷⁾。そこで、本稿では、伊勢神宮の成立史を追究することが目的ではないということもあり、七世紀後半の天武朝には神宮は存在していた⁸⁾という点を出発点として、伊勢神宮の成立の

問題にはこれ以上立ち入らないこととした。

第三は、伊勢神宮の構成である。伊勢神宮とは、古代以来、内・外宮ばかりでなく、別宮、撰社、末社の神社群からなっていた。『皇帳』『止帳』によると、別宮とは、内・外宮に次ぐ格式をもち、内宮では荒祭宮・月読宮・瀧原宮・伊雑宮、外宮では高宮が該当した。撰社は式内社にほぼ一致し、内宮では二五社、外宮では一六社を数えた。末社は式外社に当たり、内宮では一五社、外宮では八社に及んだ（撰・末社はいずれも度会郡内に所在）。

しかも、撰・末社の下には内・外宮の境内などに数多くの神々が存在していた。たとえば、『皇帳』二月例条に「大神宮廻神百廿四前」⁽⁹⁾、『止帳』二月例条に「宮廻神二百余所、御井二所神、御田神、所所小社九廻神」⁽¹⁰⁾などがあった。これらの神々はいずれも末社としても掌握されていない、地主神であったとみられる。かかる数多くの神々については、本稿では一括して「宮廻神」と呼ぶことにしたいが、いずれにしても、『皇帳』『止帳』によると、内・外宮以下、多数の神社群・神々から構成されていたことになる。⁽¹²⁾時代の経過の中で神宮を構成する神社や神々の数はつねに同じではなかったが、別宮・撰末社などの基本的な枠組みは後世に継承された。⁽¹³⁾本稿で古代

の伊勢神宮を考察する際には、かかる伊勢神宮の神社群・神々全体を対象として、その年中行事を検討していくこととしたい。

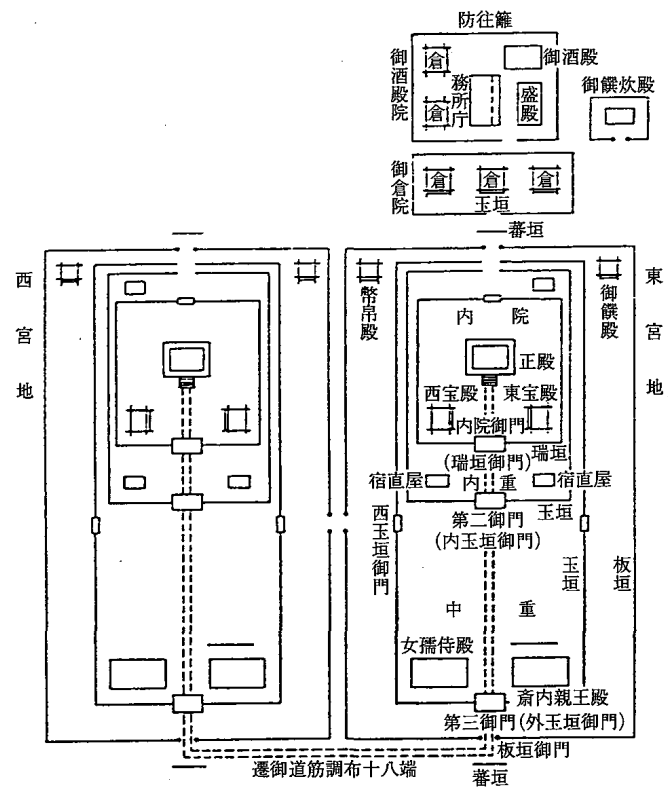
二

古代伊勢神宮の年中行事は、元日の朝拝からはじまる。以下、一つ一つの行事を取り上げてそれを具体的にみていくこととする。

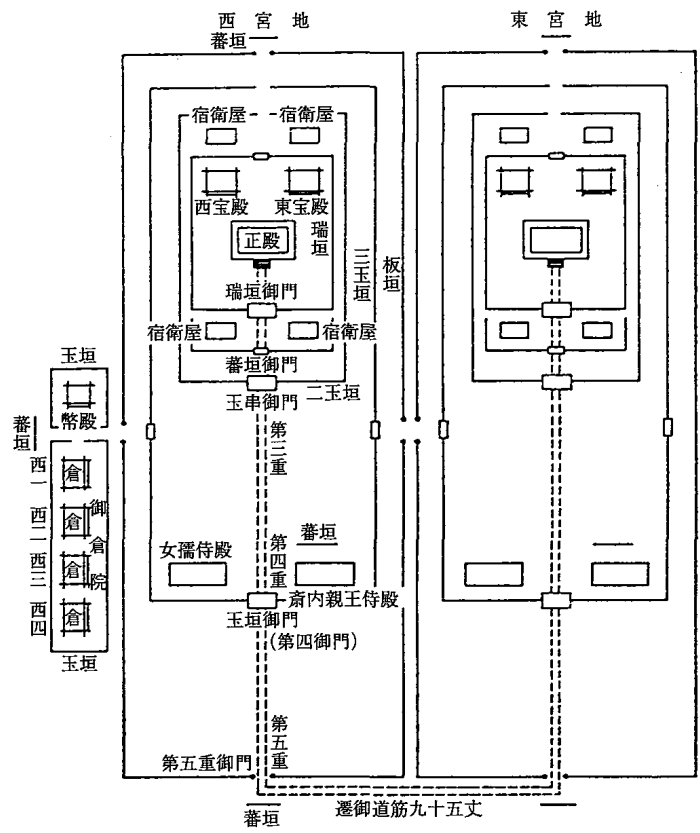
「元日朝拝」

『止帳』正月例条では、朔日「卯時」(午前六時)に、禰宜・内人・物忌等が「向」南御門外⁽¹⁴⁾で「神宮拝奉」、次に高宮を「向」南遙拝」するとある。外宮の場合、「南御門外」(板垣御門外)から外宮を拝奉し、次に(高宮遙拝所から)高宮を遙拝するというのであろう。

『皇帳』正月例条では、正月朔日、禰宜・内人・物忌等が参集して「入」南門五重「侍旦、大神拝奉」、次に荒祭宮を拝奉するとある。このうち、「入」南門五重「侍旦」とは具体的にどこを指すのか、分かりにくいところであるが、『大神宮儀式解』二二二が「禰宜内人物忌皆大御神の御前にて拝奉るなり。五重は大宮壹院の総板垣より、内へかぞへいふならん。板垣より瑞垣門まで五重



豊受大神宮大宮院推定図 (主として儀式帳による)(15)



皇大神宮大宮院推定図 (主として儀式帳による)(15)

あり…こゝに五重といふは蕃垣門の内にて、瑞垣門の外にあたる歟⁽¹⁶⁾と説くのに従い、禰宜以下は瑞垣御門前で大神を拝奉したと理解しておきたい。また、荒祭宮を拝奉するのも荒祭宮遙拝所からであろう。

この後、『止帳』によると、白散御酒供進の儀（後述）を経て、御厨（離宮院）で「大神宮司率^二所大神宮禰宜、内人、并二箇郡司及諸刀禰等^二所大神宮拜奉。次朝廷拜奉畢。即御厨大饗給。給畢時、禰宜内人等、大直会倭舞仕奉^二」、『皇帳』でも御厨に向かい、「朝廷」を拝奉し、「即大饗被^レ給畢時、禰宜、内人等、大直会倭舞仕奉」とある。なお、三日に禰宜以下が齋宮に参向して齋内親王を拝むことは内・外宮とも同じであった（『皇帳』『止帳』）。

『式』四（大神宮式）の規定も右とほぼ同じである。ただし、御厨での遙拝は、「先拜^二度会宮、次大神宮、次諸宮⁽¹⁷⁾、次いで「朝拝」とあり、「諸宮」（別宮）も拝む対象になっていること、「凡元日齋内親王遙^二拜大神宮、訖開^二宮南門、頭已下於^二門外、拜^二賀齋王^一…」として、元日に齋内親王も大神宮を遙拝し、齋宮寮頭以下の官人が齋王を拝賀するとあること（『式』五（齋宮式））の二点は、『皇帳』『止帳』にはみえないところであった。

ところが、『雑例集』正月条には、はじめに「一禰宜申^二詔刀了、拜四度拍^レ手、次神拜四度。次奈良比預天退出^一」として白散御酒供進儀があり、引き続き「禰宜朝拝事⁽¹⁸⁾」として「於^二荒祭神拜所^一先拜^二外宮、次七所別宮、次天津神国津神、次歳徳、次四方」とある。この後、「宮司参^二内院^一」などの諸行事が終わると、「内宮禰宜参^二外宮事^一」として「率^二権官^一参之。先神拜…」とあるので、外宮でも内宮禰宜が同様の「神拝」を行ったものとみられる。これらは『皇帳』の元日朝拝の儀は見出されない。内宮での「禰宜朝拝」や外宮での「神拝」は、『雑例集』までに成立した新しい行事といえよう。

『年中行事』正月条も事情は同じである。やはり白散供進の後に、禰宜の神拝として「荒祭宮遙拝所ノ前ニ在^二鋪設^一、北上西面ニ蹲踞シ、政所^{冠衣}之指南ニ隨拜。外宮、荒祭、月読、伊佐奈岐、瀧原、並、伊雜、高宮、土宮、新月読、瀧祭、風ノ宮、外宮ノ風宮、四至御神方、歳徳神方^在、東方龍王^青、南方^赤、西方^白、北方^黒、中央^黄龍王⁽¹⁹⁾」とあった。同書の増補部分にも、内宮の禰宜が「外宮参」として「於^二高宮^{高殿}遙拝所^一高宮、土宮、風宮、新月読宮、皇神、客神」を拝み、続いて「月読伊佐奈岐宮参…先月読宮神拝、次伊佐奈岐宮。其後一元社拝、次

所御社拜、次楊田社拜……とみえる。このうち、「一元社」が具体的にどの神社を指すのか、はっきりしないが、⁽²⁰⁾「所御社」は内宮撰社の大土神社、「楊田社」は同じく宇治山田神社のことであろう(『大神宮儀式解』一四)。かかる儀は、先にも述べた通り、拜所といい、拜む対象といい、明らかに『皇帳』『止帳』『式』の元日朝拝の儀とは異質といわねばならない。⁽²¹⁾

『雑例集』の離宮院での儀にも変化がみられる。すなわち、『雑例集』には①「官司二宮参拜之後」、②「次於厨家南門外、官司禰宜対揖」、③「次参入。次拜揖。官司西立南上、禰宜東立……」とあった。これを『太神宮司神事供奉記』延応二年(一二四〇)正月元日条と比べると、①離宮院の祓殿の「大松下」⁽²²⁾で、官司と内・外宮禰宜が神宮に向って朝拝、②「庁院」南門で両者が「対拝」した後、③「庁院」内で「王城拜」とあり、『雑例集』と同様の展開であったことが知られる。右の次第は、『皇帳』『止帳』と大差がないようにも見受けられる。ただし、『雑例集』『太神宮司神事供奉記』、さらには室町時代の『官司年中行事』⁽²³⁾には離宮院での朝拝の場に「内人」や「二箇郡司及諸刀禰等」の姿がみえないことも事実である。離宮院での儀は、官司と禰宜の朝拝の儀に縮

小化してしまつたのではないだろうか。この後、当該儀については『年中行事』(増補部分)に「離宮院参例也。但当時無其儀」とあるので、一五世紀中頃までには同儀は行なわれなくなつていたようである。また、三日の齋宮での儀も『年中行事』には出てこない。これはいうまでもなく伊勢齋王制が廃絶した一元弘三年(一二三三)に卜定された様子内親王が最後であつた一からいならない。

『皇帳』『止帳』『式』にみえる元日の朝拝儀は、大極殿に出御した天皇を朝廷に列立した百官人が拝賀する元日朝賀儀礼に、離宮院での「二所大神宮」「朝廷」への朝拝の儀は、各国の国庁で元日に国司が僚属や郡司等を率いて「庁」(天皇の象徴)を朝拝し、終わつて長官が賀を受ける儀(儀制令元日国司条に「凡元日。国司皆率僚属郡司等。向庁朝拜。訖長官受賀。設宴者聴……」⁽²⁴⁾とある)にそれぞれ対応するものである⁽²⁵⁾。

元日朝賀儀礼は、推古十一年(六〇三)から同一二年に『日本書紀』(以下、『紀』と略す)に關係記事が見え始め(推古十一年一月是月条、同一二年正月戊戌朔条)、その実施が確実に窺われる記事としては、「改新之詔」⁽²⁷⁾が宣布された「賀正礼」(『紀』大化二年へ六四

六〇正月甲子朔条)であった。また、国庁での儀式に関しては、儀制令元日国司条文が大宝令でもほぼ同文と考えられること⁽²⁸⁾、正殿―脇殿という国庁の基本構造が八世紀前半に成立することからも⁽²⁹⁾、当該期に成立するのであろう。天平五年(七三三)「越前国郡稻帳」に「元日刀禰郡司及軍殺并参拾弍人」⁽³⁰⁾、同八年「薩摩国正税帳」に「元日拜朝廷刀禰国司已下少殺以上惣陸拾捌人」、同一〇年「駿河国正税帳」に「元日拜朝刀禰拾弍人」⁽³¹⁾、国司史生已上帳已上六口軍とあった。かかる中央―地方の儀式に対応すべく、伊勢神宮では禰宜以下が瑞垣御門前(内宮)、あるいは板垣御門外(外宮)で大神を拝み、その後、御厨で神宮や朝廷を、齋宮で齋内親王を拝む形をとっていたのである。

一方、『雑例集』などにみえる禰宜朝拝は、宮中の元旦四方拝に対応するのではあるまいか。元旦四方拝とは、属星および天地四方、山陵を拝するという天皇の行事であり、禰宜朝拝との懸隔も少くない。両者の間に直接的な系譜関係を見出しにくいことも確かである。しかし、両者には元日に四方を拝むという点での共通項もある。伊勢神宮では元旦四方拝を参照しつつ独自の禰宜朝拝の儀を創出したのではないだろうか。

ところで、都城の元日朝賀儀は、九世紀中頃になると実施されないケースが増え、正暦四年(九九三)の朝賀がその最後の史料(『日本紀略』『権記』)であった⁽³¹⁾。かわって、元日に清涼殿東庭に列立した公卿・殿上人らが天皇を拝賀する小朝拝が盛行していくことが知られている⁽³²⁾。国庁における朝賀の儀も、一〇世紀に入ると、正殿―脇殿という国庁の基本構造が途絶するなどの事情から、国守の館で受領を拝礼する形へと転換していくものとみられている⁽³³⁾。

それに対して、元旦四方拝の方は嵯峨天皇の弘仁年間に成立したとみられる⁽³⁴⁾。とすれば、伊勢神宮においても、『皇帳』『止帳』『式』の如き元日朝拝儀から、『雑例集』『年中行事』のような禰宜朝拝の儀へと移行するのであろう。伊勢神宮の儀式内容の変化の時期は、『式』と『雑例集』の間という以外、史料の残存からして解明できないが、元日朝賀儀や国庁での儀の変容時期、元旦四方拝の成立年代からして、実際には九―一〇世紀に生じていたのではないだろうか。

〔白散御酒供進〕

元日には白散御酒が内・外宮に供えられた。『止帳』正月例条に「次御酒殿拜奉。然即白散御酒供奉。次禰宜、

内人等直会酒被給畢…」、「皇帳」神田行事条に「正月朔日白散料四十束…」、正月例条に「次御酒殿奉拜。然即白散御酒供奉。次禰宜、内人等、直会酒被給畢…」、「式」四（大神宮式）に「凡元日…即供進白散御酒、其白散國司進之」とあった。

『雜例集』正月条には「外宮儀式…禰宜五位權禰宜凌晨御節供、一禰宜前行警蹕供奉。次於御内預御懸。別宮遙拜…外宮御節供之後、朝御饌供奉」とある。

内宮については、『雜例集』に「…一禰宜申詔刀了、拜四度拍手、次神拜四度。次奈保良比預天退出」とあるので、神前に白散神酒が供進されたらしい。これは外宮でも同じであろう。⁽³⁵⁾ この儀については、『年中行事』正月条に詳細な次第がみえる。すなわち、瑞籬御門前で「大物忌父自一座御手白散ヲ給、先正躰御料ノ器ニ奉入」之後、同一「臈御神酒ヲ献ル」。その後、同門の東方で宮守物忌父が左相殿神の「御盃」に、西方で地祭物忌父が右相殿神にそれぞれ白散御酒を供進し、「一座」（一禰宜）が詔刀を奏上するとある。『皇帳』や『式』の白散御酒供進とは、実際、『年中行事』にみるような形で執行されていたのではないだろうか。

ところで、伊勢神宮の白散御酒供進が正月三ケ日、宮

中で御薬（屠蘇・白散・度嶂散）を天皇に奉る供御薬儀⁽³⁶⁾と対応していたことはいままでもあるまい。中国から伝わった供御薬儀は、『紀』天武四年（六七五）正月丙午朔条に「大学寮諸学生、陰陽寮・外薬寮、及舍衛女・墮羅女、百済王善光・新羅仕丁等、捧薬及珍異等物進」とあるのが史料上の初見であった。天武四年条に「大学寮諸学生」が参列しているのも、「公私の礼、威儀法式を習得」したり、「外来の年中行事を初めて行う」ということで、儀式の文献上の由来や意義を紹介する必要がある⁽³⁷⁾からであろう。伊勢神宮に白散御酒供進がみえるのも、天武四年に始まる供御薬儀の影響とみられるのである。

「卯杖供進」

「止帳」正月例条によると「以先卯日、造御杖、神宮并高宮奉進。大神宮八枚、高宮四枚。」、「皇帳」正月例条に「以先卯日、禰宜、内人、物忌等率造御杖、供奉大神宮并荒祭宮」として、正月卯日の卯杖供進の儀がみえる。

『雜例集』正月条に「外宮、先供卯杖。一禰宜奉。御蹕。次供朝御饌。例。」とある。外宮では、白散神酒と同様、神前に供進されたのであろう。

ところで、『年中行事』正月条には、内宮の儀として

「為_二宮守物忌父等之勤_一…抑卯杖ト謂者、椿ヲ長サ五尺許ニ伐テ、本方ヲ五寸許削テ紙ヲ巻ル杖也」とし、その後卯杖が立てられる場所が「表1」に整理したように記されている。これとは別に、七日には「神事河原」（瀧祭神社の南）で、卯杖の神事が「自_二河原卯杖_一二筋本宮ニ奉。件卯杖二筋ニ銘ヲ書。当年歳次年号ヲ書也。南荒垣

〔表1〕

| 場所 | 数量 |
|--------------------------------------|-----|
| 瑞籬御門 左右 | 各六筋 |
| 正殿御料 | 二筋 |
| 左相殿御料 | 二筋 |
| 右相殿御料 | 二筋 |
| 東宝殿 | 二筋 |
| 西宝殿 | 二筋 |
| 当門料 | 二筋 |
| 興 玉 | 二筋 |
| 宮比・矢野波々木 | 各二筋 |
| 豊受宮奉 _レ 祝石畳 | 二筋 |
| 桜 御 前 | 二筋 |
| 荒 祭 御 前 | 四筋 |
| 同 御 倉 | 二筋 |
| 小朝熊奉 _二 祭礼 _一 石畳 | 二筋 |

御門外方左右立也」(『年中行事』) という形でも行われる。この儀のことは、『雑例集』には「内宮：(卯杖―引用者注) 供進之後、於_二神事川原_一行也〔欄宣率_二祝部_一行也〕」として、卯杖供進の後に実施されたように記載されている。『年中行事』によると、卯杖が立てられる場所の中心は、「表1」からも内宮と荒祭宮の二箇所とみてよいだろう。その点では『皇帳』と同じとい

える。したがって、『年中行事』の卯杖供進の対象も『皇帳』以来、大きな変更はなかったのではあるまいか。そもそも、卯杖供進とは、大舎人寮・左右兵衛府の官

人が紫宸殿に出御した天皇に、邪気払いの呪具を献上する儀であった。『紀』持統三年(六八九)正月乙卯条に「大学寮献_二杖八十枚_一」とあるのがその初見記事であるが、後世の行事と異なり、大学寮が杖を献じているのが注意される。卯杖の場合も、先の供御薬儀と同様、中国の行事を開始するに及んで、大学寮が卯杖を献上することになったのである⁽³⁸⁾。伊勢神宮の場合は、天皇の守護神をまつる神宮として、天皇に卯杖を献上するのと同じ意味をもって、七世紀末には卯杖供進儀が始まったものとみられるのである。

なお、『式』四七(左右兵衛式)によると、宮中の卯杖は「長五尺三寸」であった。正倉院には椿杖とそれを安置した「卯日御杖机 天平宝字二年正月」の墨書銘のある三十足机、それに「卯日御杖覆□天平□」の墨書銘の藤纈羅の覆が蔵されている⁽³⁹⁾が、正倉院の卯杖の長さは一五九センチで『式』の規定とも一致している。一方、伊勢神宮の卯杖も『年中行事』に「五尺許」とあった。宮中の卯杖と神宮のそれと長さがほぼ同じというのも、

右の点からしても偶然ではないだろう。⁽⁴⁰⁾

〔新菜御羹供進〕

『止帳』正月例条に「以_二七日、新蔬菜羹作奉、二所太神宮供奉。御饌殿。」、『皇帳』神田行事条に「七日料十四束」、正月例条に「七日、新菜御羹作奉、大神宮并荒祭宮供奉」とあるのは、七日の新菜御羹供進の儀である。

『止帳』の「二所太神宮供奉。御饌殿。」に関しては、『雑例集』正月条に「七日、二宮若菜御饌事」として「外宮、相_一加朝御饌_一供也」とあるのが手がかりになる。すなわち、外宮正殿の背後にある御饌殿では、毎日、朝夕の二度、大物忌と御炊物忌が御饌を供える儀（現、日別朝夕大御饌祭）が行われている（『止帳』二所太神朝御饌夕御饌供行事条）が、新菜御羹はその「朝御饌」に「相加」える形で供進されていたのであろう。この日々の御饌殿での儀とは、天照大神が東方、豊受神が西方と、両神の座が向かい合っており（『雑例集』所引『大同本記』逸文）、岡田氏が指摘されているように、「天照大神に供える御饌を地主神としての度会神_二外宮祭神が調理して進める₍₄₁₎」というものであったとみられる。外宮では新菜御羹供進も朝夕御饌供進と同様、服属儀礼の形態をとっていた点は注意されよう。

黒田龍二氏は、「外宮では、三節祭が床下、そのほか御饌殿であるから、床下での儀式が本式であり、御饌殿は略式である」と指摘されている。⁽⁴²⁾

『年中行事』正月条では「神事卯尅也。…自_二北御門_一参入。在警蹕。欄宜前陣御殿ノ東ヲ経テ一座御階ノ前東ニ寄立。自余ノ欄宜後ヲ通テ各着座。御饌ハ御殿下ニ供進」とあるので、内宮の儀は、「卯尅」に欄宜が「北御門」から入り正殿の東を通って「御饌」を「御殿下」に供進する次第であった（同様の儀は『氏経神事記』永享一三年へ一四四一〜正月七日条にもみえる）。「御殿下」への供進とは、正殿床下の心の御柱に供えられるということであるが、内宮の場合も御饌が「北御門」から搬入されることから、外宮同様、略儀とみられよう。

なお、『雑例集』によると、「内宮、供奉之後、在直会。次於_二字神事河原_一新菜神事。一欄宜、并目代、及大小刀欄預饗膳。」とある。『年中行事』も同様で、「神事河原」では「詔刀祝長申」とあった。

新菜御羹供進の儀は、『年中行事秘抄』所引『金谷園記』に「正月七日。以_二七種菜_一作_レ羹食_レ之。令_三人無_二万病_一」⁽⁴³⁾とあるように、中国伝来の邪気を払う行事であった。日本では、『師光年中行事』に「醍醐天皇延喜十八

年正月七日辛巳。後院進「七種若菜」⁽⁴⁴⁾とあるのをもつて、一〇世紀以降の成立とみる説がある。⁽⁴⁵⁾しかし、西本昌弘氏が指摘されているように、⁽⁴⁶⁾「袖中抄」五所引「官曹事類」に、宝龜六年（七七五）正月七日、「楊梅從安殿」^[院]で七日の節会が実施され、「中納言石上朝臣」が「宣命」⁽⁴⁷⁾を述べたとある。また、「皇帳」「止帳」にすでにこの儀がみえていたことを無視すべきではあるまい。⁽⁴⁸⁾おそらくは、「皇帳」「止帳」撰進以前の時期から、すでに宮中で当該儀が始っており、それが伊勢神宮にも及んだとすべきであろう。

〔御粥供進〕

『止帳』正月例条に「以十五日、御粥作奉、二所太神宮供奉。^{御饌殿。}」「皇帳」神田行事条に「十五日料十三束六把」、正月例条に「十五日、御粥作奉、大神宮并荒祭宮供奉」とあった。

この御粥供進の儀は、外宮の場合、『雑例集』正月条に「次望粥相^{モチ}加朝御饌^{其儀如若}供也。^{菜日。}」とあるので、これも新菜御羹儀と同様、服属儀礼の形を踏襲して、御饌殿で供えられたものと思われる。

内宮の場合、『年中行事』正月条には「十五日暁、粥ノ御饌供進事。物忌父等子自北御門參入供進。大物忌父

詔刀ヲ申例也」とあるに過ぎないが、「北御門」からの参入は、前述の御菜御羹の供進と同じであることからして、略儀であり、「粥ノ御饌」は「御殿下」に供えられたのであろう。

御粥の儀の起源も中国にあった。『年中行事秘抄』所引の『十節記』には、高辛氏の女が正月一五日に死ぬとその霊が悪神となって人々に祟った。女は生前、粥を好んだので、粥でその霊をまつり、また、粥を四方にそそいだ結果、災禍が消滅したとある。

当該儀は、弘仁年間を文献上の起源とする説もあるが、⁽⁴⁹⁾奈良時代には確実に成立していたとみられる。和田英松氏は、『月旧記』（『年中行事秘抄』所引）に、この行事についての天平勝宝五年（七五三）正月四日付の勘奏があることを指摘されている。⁽⁵⁰⁾また、『正倉院文書』⁽⁵¹⁾の中に、①天平宝字六年（七六二）の「造石山寺所食物用帳」に「十五日：三升粥料」とあること（『大日本古文书』五一五）、②「北倉代中間下帳」に、天平神護二年（七六六）、「進大仏御粥」とあること（同一一五六九）、③宝龜二年（七七二）三月三〇日付「奉写一切經所解」に「二斗五升正月十五日粥料」とあり（同六一一四二）、造石山寺所や写經所などでも広く行われていた

ことが確認される。⁽⁵²⁾「北倉代中間下帳」(同一六一五八三)に「右、為_レ供_二大仏_一、自_二内裏_一七種粥下_二充付水取具人足_一」とあり、「大仏」に内裏から七種粥が下されたとあることは、奈良時代の半ばにはすでに内裏でもこの行事が行われていた証左となる。⁽⁵³⁾『皇帳』『止帳』段階の伊勢神宮でも宮中にならって御粥供進が実施されていたのであろう。

〔御竈木供進〕

『止帳』正月例条に「以_二同日(一五日)_一禰宜内人等御薪木八十荷奉進」、『皇帳』正月例条に「以_二同日(一五日)_一禰宜、内人等、御竈木六十荷奉進」、そして、先卯日・七日・一五日の「三箇日節毎供奉禰宜、内人、物忌等直会被給」(『止帳』)、「三箇日節毎供奉禰宜、内人、物忌等、集_二酒殿院_一、被_レ給_二大直会_一」(『皇帳』)とある。この御竈木供進の儀については、『雜例集』正月条に「外宮、先御竈木供也。一禰宜奉_レ御躰、申_レ詔刀。別宮遙拜。次望粥相_二加朝御饌_一供也…、「内宮…早日物忌供_レ例粥。次正員率_レ權官_レ供_レ御竈木。次參_レ御前。一禰宜申_レ詔刀。次前後拜。次拍手、次直会。」とあった。ここから、①外宮では白散神酒、卯杖と同じく、御竈木も神前に供えられたこと、②外宮では御竈木・御粥の順、内宮ではその逆の順番で執り行われていたこと、③御竈木供進の対象は、内・外宮に限られてい

たことが知られる。

『年中行事』正月条でも、「上古ハ一禰宜七荷、荷別九本、尺、細_レ楯也。自余禰宜各六荷、權任神主各五荷、皆白_レ削。六_{四十五本}位權禰宜大内人等人別三荷。物忌父同前。小内人等人別二荷。又諸社祝部及服麻統両織殿神部等各一荷。是等ハ皆所々削、中院ニ持參集」、禰宜以下が「自_二南門_一」進み、「八重畳」の東に並べ、それを「人長内人」が数え「御木ノ数三千五百荷御入候」と申すとあり、内宮への供進の様子が具体的に窺われる。

滝川政次郎氏は、中国では人のために薪を拾うことがその人の奴僕であることを表明する行為であり、日本では文武官人が毎年、天皇に忠節を示す行事として御薪の儀が始つたと指摘されている。⁽⁵⁴⁾当該儀の史料上の初見は、『紀』天武四年(六七五)正月戊申条で「百寮諸人、初位以上進_レ薪」とあり、以後、進薪記事は、天武紀に一例、持統紀に四例がみえる。雜令文武官人条に「凡文武官人。毎_レ年正月十五日。並進_レ薪。長七尺。以_二廿一位十担。三位以上八担…」、同進薪条に「凡進_レ薪之日。弁官及式部兵部宮内省。共檢校。貯_二納主殿寮_一」とあった。この儀も、おそらく、白散や卯杖と同様、天武朝に始まつた年中行事の一つであり、伊勢神宮でも宮中とほぼ同

時期に実施されるようになったのであろう。

これまで伊勢神宮の正月の行事をみてきたが、ここで、その考察結果を簡単にまとめておくと、以下の通りである。

(1)伊勢神宮の正月の行事としては、元日の朝拝（御厨での朝拝）・白散神酒供進、先卯日の卯杖供進、七日の新菜御羹供進、一五日の御粥・御竈木供進と続くが、いずれも天皇の行事と共通するものであった。各行事の開始年代については、それぞれ対応する宮中の儀の史料の初見として、供御薬・卯杖・御薪儀は天武・持統朝、元日

朝賀儀は推古朝（国庁での儀は八世紀前半）、新菜御羹・御粥儀はおそくとも奈良時代中頃から後半にそれぞれ比定されることからすれば、伊勢神宮の正月行事も『皇帳』『止帳』が撰進された延暦年間よりも古く、概ね七世紀後半には始まっていたと推定される。⁽⁵⁵⁾

(2)かかる天皇と共通の正月行事は、伊勢神宮全体ではなく、内・外宮と別宮の荒祭宮、高宮に限られていた。特に、内宮の別宮における荒祭宮の格式の高さが祭せられる。それに対して、荒祭宮以外の内宮系の諸別宮、内・外宮の撰末社、「宮廻神」は、天皇の行事とは無関係で

あったことも認めておかねばならない。

(3)各行事は、朝拝のように内・外宮の神前で禰宜以下が拝むもの、白散、卯杖、御竈木のように内・外宮の神前に供進されたものと、新菜御羹・御粥のように、略儀として外宮では御饌殿、内宮では正殿の床下に供えられるものとの三型があったことである。このうち、三番目の御饌殿での供進は、日々の朝夕大御饌儀と同じ形であったとみられるが、こうした正月の行事にも服属儀礼の形態が踏襲されていたことが留意される。

(4)(1)に指摘したように、伊勢神宮の正月行事は、天皇のそれと共通関係にあったが、一方、雑令諸節日条と対比した限りでも、七日の白馬節会、一六日の踏歌節会は神宮では実施された形跡がないことである。⁽⁵⁶⁾ もっとも、踏歌節会の方は、『雑例集』によると、離宮院において官司が中心になって行われていたことが知られる（他に『太神宮司神事供奉記』延応二年正月一六日条など）が、それでも神前でなされたという史料を見出せない。⁽⁵⁷⁾ ちなみに、白馬節会は、天皇が邪氣払いのために白馬を見る儀であるが、『紀』景行五一年正月戊子（七日）条の宴の記事はともかくも、推古二〇年（六一二）、天智七年（六六八）などに宴が行われたとあり、青馬の行事も

『万葉集』二〇—四四九四の大神家持歌「水鳥の鴨の羽色の青馬を今日見る人は限りなしといふ」⁽⁵⁸⁾から奈良時代には確実に実施されていたはずである。踏歌節会の方は、『紀』朱鳥元年(六八六)正月丁巳(一六日)条に「大安殿」での宴の記事があり、持統七年(六九三)正月丙午(二五日)条に「是日、漢人等、奏踏歌」とあった。したがって、両行事が古代の伊勢神宮で知られていなかったわけではあるまい。⁽⁵⁹⁾なぜ、両者が伊勢神宮(神前)で実施されていなかったか、理由を明らかにすることは難しいが、天皇の正月行事が内・外宮を中心に実施されていたという上記の結論は動かないところであろう。⁽⁶⁰⁾以上が伊勢神宮の正月行事についての小結である。⁽⁶¹⁾これが二月以下の年中行事にどこまであてはまるのかが次の課題になる。以下、二月以降の行事をみていこう。

三

〔祈年祭〕

祈年祭は、神祇令に規定された令制祭祀の一つであり、国家が執行した予祝の祭りであった。『紀』天武四年正月戊寅条に「祭幣諸社」、『年中行事秘抄』所引『官史記』に「天武四年二月甲申祈年祭」とあるが、正史上の

確かな初見記事は、『続日本紀』(以下、『統紀』と略す)慶雲三年(七〇六)二月庚子条の「是日、甲斐・信濃・越中・但馬・土左等国一十九社、始入祈年幣帛例」⁽⁶²⁾其神名具神(62) 祇官記。であった。『式』一(四時祭式上)によると、毎年二月四日、神祇官に各地の官社(式内社)の祝部を召集し、中臣が祝詞を読み、忌部が幣帛を頒つというものであったが、伊勢神宮のみは「大神宮幣帛者、置別案上、差使進之」として、勅使を派遣して奉幣するという形がとられた。内宮の祈年祭日は、『皇帳』によると、二月一二日であった。『止帳』には二月とのみあって外宮での具体的な祭日が記されていないが、『年中行事』からすると、両宮同日であったとみられよう。以下、伊勢神宮の祈年祭を次第順によって検討したい。

『止帳』二月例条によると、外宮の儀は、まず、勅使以下が中重に参入して、宮司が告刀を読む。次に、大物忌父が宮司の太玉串を第二御門(内玉垣御門)の東方に、禰宜の太玉串を同門の西方に、それぞれ奉置した(玉串行事)。その後、高宮を拝奉、外直会殿での直会となる。『皇帳』二月例条の祈年祭儀も右とほぼ同じといつてよいだろう。ただし、外宮と若干の相違もある。すなわち、太玉串奉置の場所が第三御門(玉串御門)であるこ

と、地祭物忌父が宇治大内人の太玉串を第三御門の左方に奉置すること（これは外宮ではみられない）、一二日の儀の最後に勅使以下が「罷出御厨仁」とあること、の三点である。また、内宮儀の後の荒祭宮での行事としては、『皇帳』には禰宜や宇治大内人が正殿前に列立、「正殿幣帛奉入」とあるが、これは外宮の高宮でも同様であったとみられよう。

『式』四（大神宮式）には「凡二月祈年幣帛者：朝使到日、大神宮司引使者、先参度会宮、次大神宮、奉献幣帛、並如常儀、高宮、荒祭宮使自進、余宮令禰宜等奉、」とあるので、式文に従う限り、高宮や荒祭宮には勅使が自ら幣帛を進奉し、以外の別宮には禰宜が奉献したことがわかる。『式』八（祝詞式）には、内・外宮での勅使奏上の祝詞（二月祈年、六月十二月月次祭）祝詞が載せられている。『皇帳』『止帳』では宮司が祝詞奏上者であったこと、『式』祝詞は『弘仁式』まで成立が遡ることからすれば、九世紀前半に祈年祭の祝詞奏上者が大神宮司から勅使に交替したことが考えられよう。⁽⁶³⁾

『雜例集』二月条には「九日祈年祭事」とのみある。この日付は、『年中行事』二月条からしても内・外宮の祈年祭日を指すものと思われるが、『雜例集』までに

『皇帳』などの段階よりも祭日が三日早まったことが窺える。⁽⁶⁴⁾

『年中行事』も『雜例集』と同様、祭日を九日としてゐる。勅使以下が中重に参入、勅使の詔刀奏上、玉串行事とあり、『皇帳』『止帳』などと進行は変わらない。しかし、勅使だけが詔刀を奏上すること（今日ハ宮司無詔刀）、荒祭宮儀に関しては、勅使・宮司は荒祭宮遙拜所で拜するだけで、「玉串大内人并彼宮（荒祭宮）大内人、同大物忌父官幣ヲ奉相具テ参」として、『式』のように勅使が荒祭宮に奉幣するようには記されていないことが顕著なところといえる。また、『年中行事』では別宮に関して「諸別宮分任書付分進。彼宮々下部等請預之」とあるので、別宮の幣帛は「書付」に任せて「分進」し、各宮の「下部」（内人・物忌父）が受け取って奉納したものと思われる。

このように伊勢神宮の祈年祭には、時代の経過に従って変容していったところがあった。それと同時に、内・外宮と同日に荒祭宮・高宮にも奉幣がなされていた点では変更がなかったことも確認しておきたい。後者の点からは、とくに両別宮の格式の高さが窺え、伊勢神宮の正月の年中行事でまとめた(2)と共通するところといえよう。

ところで、本稿で注目したいのは、伊勢神宮の祈年祭が内・外宮、二別宮への奉幣のみで完結していたわけではなかった点である。すなわち、『止帳』二月例条に「月内取吉日、所管諸神社十六処、并宮廻神二百余所、御井二所神、御田神、所所小社九処神乎、春年祈祭供奉」、『皇帳』二月例条に「以十三日、大神宮廻神百廿四前祭始、所管処々宮、并社々神奉行事」として、吉日ないしは一三日に別宮、撰社（式内社）、「宮廻神」などに対して祈年祭が実施されていたことである。この祈年祭は、二月四日の神祇官での祈年祭とは別の、伊勢神宮独自の祭祀であつたと思われる。それは、①『皇帳』に「所管神社廿五所、并神田祭料：已上所宛大神宮司」「具所宛神税大神宮司」、『式』四に「大神宮司分充」とあるように、幣帛は大神宮司が充てるものであつたと、②幣帛の中身は、『皇帳』に「絹一匹一丈五尺、木綿八斤、麻八斤」（「神田祭料」も含む）、『止帳』に「絹五丈一尺、木綿四斤、麻十斤、鉄一廷」⁽⁶⁵⁾、『式』四に「座別絹三尺、木綿、麻各二両二分」とあつた。三者の間では数量等に異動はあるものの、基本は絹・木綿・麻で、これらはいずれも神祇官祈年祭の幣帛（国幣）⁽⁶⁷⁾とも相違していたこと、③祭りの方法は、『式』四に「欄宜検領

就社奉班」とあるように、欄宜が各撰社を巡って班幣する形であつたこと、④神宮祈年祭の対象として、内・外宮境内の地主神である「宮廻神」なども含まれていたこと（神祇官祈年祭は「宮廻神」を対象としていない）、⑤『式』四には「大神宮所撰廿四座」と「度会宮所攝十六座」の計四〇座が「右諸社、並預祈年、神嘗祭」とあり、神祇官祈年祭の対象となる『式』九（神名式上）所載の神社（式内社）とは別途に記されていたことの五点からも認められるところであろう。

右に指摘した伊勢神宮（内宮）の祈年祭は、『式』では右に引用したところからも、内宮所管の二四社に対して実施されていたとみられようが、これも時代とともに変容する。とくに、『年中行事』では以下の如くに記されている。まず、「為請預宮司幣物以本宮請文祝一人参司序」として、⁽⁶⁸⁾各社の祝が司序であらかじめ幣物を受ける。二月一日に「大土社神態」として一欄宜が「所御社」（撰社の大土神社）に参向、詔刀奏上の後、「御子社」（大土神社境内の、撰社の国津御祖神社か）、「大土社」、西、東の順で拜む。翌一二日の「二神態津長神社」も同様で、「津長神社」（撰社の津長大水神社）に参向、詔刀奏上、「楊田神社」（撰社の宇治山田神社）、

「津長神社」、西方、「楊田神社」の順で拜む。同日、「三御前神態」があり、「津長前河端⁶⁹」で「八所ノ皇神」に詔刀を奏上し、東、西、東の順で拜む（『氏経神事記』永享一三年へ一四四一〜二月一一・一二日条も同じ）とある。このうち、「三御前神態」の「八所ノ皇神」が何を指すのか分からないが、⁽⁷⁰⁾『大神宮儀式解』二三が「右大土社、御子社、津長社、楊田社等も皆官社二十五処の中なり。又右に八所皇神といふも二十五処の中なるべし。東向西向て拜むも右二十五処の中なる神々を拜なるべし」と指摘しているのが妥当であろう。『皇帳』『式』にみる伊勢神宮祈年祭（一三日以降の儀）は、中世には、禰宜が内宮近傍の特定の撰社だけに参向する形に変容してしまったのであろう（外宮の場合は、『式』以降、手がかりをかく⁽⁷¹⁾）。しかも、その特定の撰社のうち、「所御社」、「楊田社」とは、先述の如く、正月元日に禰宜が遙拝する対象に含まれていたこと（『年中行事』正月条）に注意したい。

⁽⁷²⁾ ちなみに、神宮祈年祭と神祇官祈年祭、及び齋宮祈年祭との関係について触言しておきたい。まず、齋宮祈年祭であるが、祭日は二月四日、齋宮内の「大社十七座」と多気・度会郡内の「小社九十八座」を対象とし、幣物

も主神司が弁備するというものであった（『式』五へ齋宮式）。齋宮祈年祭と前二者の祈年祭の関係を、祭りの対象となった度会郡内の神社の側からみると、以下の通りになる。内宮所管の二五社、外宮所管の一六社（『皇帳』『止帳』）のうち、瀧祭神社を除く各撰社は概ね式内社（国幣社）であった。したがって、かかる諸社は、神宮の祈年祭の際に禰宜が幣物を班つ対象であったが、同時に神祇官祈年祭（国幣）や齋宮祈年祭の対象でもあったとみられる。すなわち、度会郡内の内・外宮の撰社は、少なくとも『皇帳』『止帳』編纂時においては、大神宮司、国司と齋宮主神司との三方から祈年祭の幣帛を受領したのであろう。

「御田種蒔下始行事と拔穂神事」

御田種蒔下始行事とは、『止帳』二月例条によると、先子日に禰宜・内人等は菅裁物忌を率いて湯鋏山に登り、山口祭、木本祭を行い、菅裁物忌等が湯鋏（柄）を作る（鋏山伊賀利神事）。その後、禰宜・内人等は「御田」に到り、菅裁物忌が湯鋏をとって大神の「御田」を耕作しはじめ、諸内人の田圃の後、直会となる―というもの。これにより、「禰宜、内人等、各私種下始、次諸百姓等種下始」とある（菅裁物忌条もほぼ同じ）。『皇帳』二月

例条にも同日に同様な儀がみえるが、外宮の儀と異なる点として、内宮の場合、湯鍬を作るのは山向物忌、「御田」での耕作が酒作物忌父の役割であったことが指摘される。

この行事は、祈年祭の一環であろう。『皇帳』忌鍛冶内人条に「毎年二月之祈年祭忌鍬一口、忌銚一口」とあるうちの「忌鍬」「忌銚」は前述の神宮祈年祭ではなく御田種蒔下始行事で用いられることは間違いないが、その「忌鍬」「忌銚」に「祈年祭」が冠されているからである。⁽⁷³⁾

『式』四（大神宮式）では鍬山伊賀利神事の規定のみみえるが、『雑例集』以降になると、いささか様子が変わっていく。まず、外宮の方であるが、『雑例集』二月条に「上亥日、同宮鍬山伊賀利神事」として「於歳徳神方_レ行_レ之、在直会_。^{前後打}先参_レ内院_。神拝、次別宮遙拝」、「上子日、同神事供奉事」として「先参_レ内院_。別宮遙拝。於_レ殿行_レ之。有_レ和舞直会_。^{前後打}手。」と、二日続けて鍬山伊賀利神事がなされたところ。両日の儀について、『豊受皇太神宮年中行事今式』二を参照すると、上亥日は山入りの後、「正殿瑞垣之辺」で「歳徳神_レ方」に祭場を設けて、菅裁物忌以下が鍬を取って「耕

田之状」を行う。上子日には五丈殿（直会院）で、前日同様の「耕田之状」が行われたとある。

一方、内宮では、『雑例集』に二月一日が「内宮鍬山神事」で、その後に「御田種蒔耕作也…在直会饗膳…」とあった。さらに『年中行事』二月条になると、一日、「歳徳神」の在る山に入り、堅木で鍬を、葛で笠を作る。続いて「主神司殿」（直会院四丈殿）で「飲酒」の後、その前庭に御巫内人が鍬を持ち、「地上」を撃つ。宮司以下も手鍬で「地上」を撃ち、山向内人は「田ヲ打」、「大足」（田下駄）、さらに山向内人が桶に入れた「小石」（種の代わり）を蒔く。山向内人と日祈内人が巡見して「今年ノ御苗従_レ前々年_。勝テ太ク遅ク出来御坐」と申す。次に内人・祝部・蕃長（植長）等が「藁」を植える、とあった。鍬山伊賀利神事の後に「種蒔下始行事」が連続している点では『皇帳』『雑例集』と同じであるが、『年中行事』二月条になると「御田」ではなく、「主神司殿」の前庭でかなり形式的に実施されているのが特徴的などころといえよう。しかも、『年中行事』では、一二日に神宮祈年祭の「三御前神態」の後のこととして、一欄宜以下は「神事河原」⁽⁷⁴⁾で再び「如_レ鍬山時」行事を行い、「自_レ河原_。権長祝有_。祝歌_。隨_レ其詞_。馬上モ

歩行モ鍬ヲ打。其参道如「昨日御田ニ参向」とある。そして、「御田」⁽⁷⁵⁾では「御田播殖ノ作法勤仕。先祝大足、次種ヲ蒔、次権長田歌、次祝二人播殖、次年実御鍬奉進、即詔刀祝長申。委不_レ記。即酒肴。次年実奉分。其後本宮ニ帰参…」と、「御田」の儀のことが記されている。一二日の儀は、実際、「御田」での種蒔であること、祈年祭と一続きで実施されていることにおいて注目される。少なくとも、『年中行事』までの時期に御田種蒔下始行事は、一日の直会院における儀と一二日の「御田」での儀とに分化してしまつたのであろう。

このように外宮と内宮との間で行事に差異が生じていることが分かる。とくに内宮の場合とは異なつて、『雑例集』にみえる外宮の上亥日・上子日の儀には神宮祈年祭との直接的な関係が窺われない。これは、外宮の場合、祈年祭（『止帳』にいう、吉日の行事）が『式』以後、諸史料に見出せないことと対応していたのではあるまいか。

ところで、拔穂神事は、もとより九月の行事であるが、『皇帳』が御田種蒔下始行事に続けて記しているので、ここで取り上げておく。

外宮に関しては、外宮神田での拔穂神事そのものは

『止帳』に出てこない。しかし、『止帳』九月例条に「以二十六日朝…次大内人、大物忌父等拔穂稻八荷持立、次小内人等、并戸人等、懸税稻乎百八十荷持参入豆、拔穂_波内院持参入豆、正殿乃下奉置、懸税稻_波玉垣爾懸奉」とあつた。また、『雑例集』九月条にも「十六日、凌晨、外宮拔穂供奉事。^{一欄宜奉御躰。供奉後、供朝御饌。}」とあるので、一六日、外宮では拔穂の稻は正殿の下に奉置され、神嘗祭終了後は外宮御饌殿での日別朝夕大御饌祭に使用されたことが分かる。かかる史料から、外宮では一六日以前に神田での拔穂の行事がなされたとみてよいだろう。

『皇帳』二月例条には「秋収時尔、小内人祝部等乎率豆、大神乃御田乃稻乎拔穂仁拔豆、長楯乃末仁就豆、御田乃頭仁立豆、即臨九月祭日」豆、酒作物忌父尔令捧豆、大神宮乃御倉爾奉上、三節祭朝御饌夕御饌供奉」とあり、秋の收穫にあたって、「御田」の稻を拔穂に抜いて内宮の御倉に収めた。この新穀で弁備された御飯や神酒が三節祭の朝夕御饌として大神に奉納されたわけである。

『雑例集』では、「内宮神田拔穂事」を九月一四日のこととし、「宇治郷御常供田」で拔穂がなされたとある。それは『年中行事』九月条においても変更がなかつた。

〔新草餅供進〕

『止帳』三月例条に「三日節、新草餅作奉豆、二所大神供奉。御饌殿。然後、禰宜、内人、物忌等直会被給」、『皇帳』神田行事条に「三月三日料四十束」、三月例条に「三日節、新草餅作奉豆、大神宮并荒祭宮供奉。然後、禰宜、内人、物忌等集酒殿院、直会被給」とある。

『雜例集』三月条には「三日、一宮節供事」として「外宮、草餅相加朝御饌供之。一禰宜奉御躡。在直会」、「内宮、供桃花、草餅、種々菓子、御贄。在直会」とあつた。外宮で「朝御饌」に「草餅」を「相加」とあるのは、正月七日の新菜御羹供進と同様、御饌殿の儀であつたからに他ならない。また、内宮でも正月七日の儀と同じく、禰宜が北御門から入つて「御殿下」に供進する略儀であつたとみられる。実際、『年中行事』三月条にも「三日、桃花御饌事…今日御節供。其勤如若菜御饌ノ時」、『氏経神事記』永享二三年（一四四一）三月三日条に「自北御門參、次第如例」とあつた。

三月三日には内裏で、中国に起源する曲水の宴が開かれた。盃を流水上に流し、盃の流れ過ぎぬ前に詩を賦す。平城宮東院庭園からは二箇所の石組蛇行溝が発見されており、(77)曲水宴に用いられたと推定されている。伊勢神宮では曲水の宴こそなかつたが、邪気を避けるために草餅

を食べるといふ、中国伝来の風習は受容されていたことになる。三月三日節の記録としては、『紀』顕宗元年三月上巳条、同二年三月上巳条、同三年上巳条があるが、記事の信憑性は低く、むしろ『紀』編者の知識の反映とみられよう。雑令諸節日条に三月三日が節日に定められていることや『紀』持統五年（六九一）三月甲戌（三日）条に「宴公卿於西庁」とあることからして、三月三日の行事は、七世紀末には宮中で確実に実施されていたはずである。

「神衣祭」

神衣祭は、四月一四日と九月一四日に内宮と荒祭宮に、神服織氏と神麻績氏が織成した和妙衣・荒妙衣を供進する祭りであつた。(78)神衣祭のことは、『皇帳』『式』『雜例集』『年中行事』にみえるが、大筋では相違がないように思われる。四史料の中では、『式』四（大神宮式）の規定が最も簡潔にして要を尽くしているので、それを次に掲げよう。すなわち、「其儀、大神宮司、禰宜、内人等率服織女八人、並著明衣、各執玉串、陳列御衣之後入、大神宮司宣祝詞訖、共再拜兩段、短拍手兩段、膝退再拜兩段、短拍手兩段、一拜訖退出、即詣荒祭宮、供御衣如大神宮儀」と。このうち、『皇帳』四月

例条によれば、玉串行事や宮司らの行事は「二月月次駅使告刀與同⁽⁷⁹⁾」とあるので、二月の神宮祈年祭と同じ型であったこと⁽⁸⁰⁾、神衣は宮司以下が「東宝殿奉上」とあり、東宝殿に奉入されたことが知られる⁽⁸¹⁾。

『式』によると、内宮に供進されるのは「和妙衣廿四疋：荒妙衣八十疋」、荒祭宮には「和妙衣十二疋：荒妙衣卅疋」であるが、いずれも未縫製の布地のままであった。それは神衣と一緒に糸や刀子・錐・針・鉾鋒などの裁縫具が奉納されていたことから裏付けられよう。これは、日本の神が本来、目にみえないものであり、平安初期においても神の造形化が十分に達成されていないことが窺われる一証としても注目される。内宮と荒祭宮の神衣供進は、神社の格式を反映して、荒祭宮は内宮の半分という神衣の分量の差としてのみあらわれていたのである。

外宮には神衣供進はなかった。『太神宮司神事供奉記』延応二年（一二四〇）四月一四日条によると、内宮の神衣祭の前に宮司が外宮に参向し、神拝、別宮遙拝を行っている（他に同仁治四年へ一二四三、四月一四日条、『豊受皇太神宮年中行事今式』一なども同じ）。この外宮への宮司参拝がいつ頃から始まったのかなど不明な点も

多いが、やはり外宮では宮司の神拝だけで神衣を奉納するまでには至っていない。神衣祭が内宮の儀であったことがここでも確認されるところであろう。

神衣祭は、神祇令孟夏条と季秋条に規定されており、『令集解』の令釈説にも「伊勢大神祭也。其国有神服部等。斎戒淨清。以三河赤引神調絲。御衣織作。又麻績連等。麻績而敷和御衣織奉。臨祭之日。神服部在右。麻績在左也。…古記先別⁽⁸²⁾」とある。『統紀』文武二年（六九八）九月戊午朔条に「以無冠麻績豊足為氏上、無冠大贄為助。進広肆服部連広射為氏上、無冠功子為助」という麻績・服部両氏の氏上・助任命記事は、神衣祭の施行に関わるものである。かかる史料からして、この祭りの起源も七世紀末に遡るものと思われる。

ところで、神衣祭とは、本来、神衣を新調することによって神威を更新する行事とみられる⁽⁸⁴⁾。と同時に、桜井氏が指摘されているように、宮中の更衣との対応関係にも注目すべきではないだろうか。更衣とは、『式』三八（掃部式）に「凡四月一日撤冬座、供夏御座、十月一日撤夏座、供冬御座」とあった。『建武年中行事』には、清涼殿の御帳台の帷などの調度類を新しく取り替え、天皇の装束も内蔵寮が奉るとある。伊勢神宮の神衣祭日

は、前述の通り、四・九月一四日であり、宮中の更衣と同日ではないが、とくに九月の神衣祭の場合は、神嘗祭に先立って神衣を改めるという意図があったと考えられよう。

なお、一〇月一日にも更衣があった。『雑例集』一〇月条に「二宮荷前生絶御綿供進事…内宮、更衣饗膳事」、『年中行事』一〇月条に「更衣神事次第。…同日、御綿奉納神事」とある。これは、九月神嘗祭に奉納されるはずの「供_一奉大神宮_一処々神戸荷前物。絹二匹、^{白一赤}糸三約、綿五十三屯、神衣料、白布一端、麻六斤、木綿三斤。已上伊賀、尾張、三河、遠江四箇国神戸供進」(『皇帳』)、「大神宮司奉進、伊賀、尾張、三河、遠江、志摩等国神戸人夫所進御調荷前物。絹弍疋、糸弍約、綿伍拾二屯、荒太倍壹端、木綿弍斤、麻伍斤…」(『止帳』)が「延暦の比九月に上りしを後は十月一日に供進るなり」というものであった。一〇月一日も更衣と関連付けられるのは、『皇帳』『止帳』以後、『雑例集』以前の時期のこととみられる。いずれにしても、神衣祭と宮中の更衣との間にパラレルの関係を見出してみたいのである。

〔御笠縫内人の蓑笠供進〕

『止帳』御笠縫内人条には「大神乃御笠、御蓑、高宮

御笠、御蓑、并所管神社廿四所神御笠御蓑乎作儲号、毎年四月十四日奉進」(四月例条も同じような内容なので引用は省略する)、『皇帳』御笠縫内人条に「職掌、御笠廿二蓋、御蓑廿二領。忌敬供奉」、四月例条に「同日(四月一四日)以御笠縫内人造奉御蓑廿二領、御笠廿二蓋即散奉」とある。

『式』四(大神宮式)も『皇帳』『止帳』とほぼ同様で、「是日(一四日)笠縫内人等供_一進蓑笠…」とあった。蓑笠が供進される対象社については、『皇帳』『止帳』『式』『年中行事』に列挙されており、それを「表2」にまとめたが、内宮関係では、内宮と荒祭宮以下の諸別宮、撰社(式内社)では七社⁽⁸⁷⁾、その他としての大奈保見神社⁽⁸⁸⁾、風神社となり、外宮関係では、外宮、高宮、所管二四神社(撰社と末社のすべて)ということになる。

『雑例集』四月条では「十四日、二宮供御笠事」として「外宮、鶏鳴供_一御笠。^{一欄宜奉御躰、申}供_一朝御饌…」(内宮、早旦供_一御蓑笠。^{御笠縫内人役之。一欄宜奉傍官權任參御前、申詔刀。神拝拍手。})とあった。⁽⁹⁰⁾『年中行事』四月条になると、「十四日、風日祈祭礼。^{号御笠神事。}」として、御櫛や蓑笠を捧持した日祈・笠縫内人等が「南御門」より中重に参入し、「一座御前石壺ニ進参、詔刀ヲ読進」後、御笠縫内人が「御櫛御笠ヲ

〔表2〕

| 皇帳・止帳 | 式 | 雜例集 | 年中行事 |
|--|---|----------|-----------------------------------|
| 大神宮 二具 荒祭宮 一具 大奈保見神社 一具 伊加津知神社 一具 風神社 一具 瀧祭社 一具 月読宮 五具 | 大神宮 二具 荒祭宮 一具 伊佐奈伎宮 二具 朝熊社 二具 伊雑宮 一具 瀧原宮 二具 瀧原並宮 一具 藪相社 一具 鴨社 一具 田乃家社 一具 蚊野社 一具 伊佐奈弥社 一具 | 内宮 内宮 | 瀧祭 月読 伊佐奈岐 伊雑 瀧原 並 |
| 大神宮 二具 高宮 一具 諸所管神社廿四処 | 度会宮 八具 所撰宮 一具 所撰宮 各一具 | 外宮 | |

玉串御門奉_レ納本座ニ帰着」。続いて「桜宮南ノ置石」で、諸神に蓑笠を奉る詔刀を読み、「諸別宮内人并諸社ノ祝部等件御幣并御笠蓑等ヲ給預テ彼宮々并社頭ニ持参也」とあった。『雜例集』『年中行事』から、内宮では蓑笠が御笠縫内人によつて玉串御門に供進されるが、別宮、諸社に対しては内人・祝部等に蓑笠などを給い、各社頭に持参させるといふ形であつたことが窺えよう。

ところで、当該行事の目的は、『年中行事』にみえる詔刀に「…天下四方国人民作食五穀雨甘風和_テニシ年穀豊饒恤幸給…」とあることから、五穀豊穰を祈るところにあつた。かかる目的をもつた神祇令の祭祀としては、四・七月の広瀬大忌祭・龍田風神祭（神祇令孟夏条、孟秋条）が相当する。両祭は、大和国広瀬郡の広瀬坐和加字加乃売命神社と龍田坐天御柱国御柱神社に勅使を派遣して、神々に幣帛を供え、「皇神能御刀代乎始豆、親王等王等臣等天下公民」の作る「奥都御歳」（稻）を「八束穗尔皇神能成幸賜」と祈願する（『式』八へ祝詞式）の「広瀬大忌祭」祝詞―「龍田風神祭」祝詞では「天下能公民」の作る「五穀」を「悪風荒水尔不相賜」と祈る」といふものであつた。『紀』では、天武四年（六七五）四月癸未条に「遣_二小紫美濃王・小錦下佐伯連広足、

祠「風神于龍田立野。遣小錦中間人連大蓋・大山中曾禰連韓犬、祭大忌神於広瀬河曲」とあるのを嚆矢として、天武・持統紀の四・七月条にはほぼ連年みえる。広瀬大忌祭、龍田風神祭が直接、影響して、神宮の当該行事が始つたとまでは即断できないが、旧暦の四月は、田植えが始る頃であり、伊勢神宮でも菘笠を供進して風雨の順調を祈願したものである⁽⁹¹⁾。

〔菘蒲蓬供進〕

『止帳』五月例条に「五日節、菘蒲并蓬等、神宮并高宮及諸殿供奉。然即葉御酒神宮供奉」とあり、その後、禰宜以下が菘蒲蘘、葉酒直会を給わる。次いで御厨で大饗を給わり、禰宜らは直会の倭舞に仕奉るとある。

『皇帳』神田行事条に「五月五日料卅五束」、五月例条にも「五日節、菘蒲蓬等供奉、大神、并荒祭宮、月読宮、瀧原宮、伊雜宮、及諸殿仁供奉。然則葉御酒、神宮、并荒祭宮供奉」、その後、禰宜、内人、物忌等は「御厨院」(正しくは酒殿院であらう⁽⁹²⁾)で菘蒲蘘、葉酒の直会を給わる。さらに「御厨」で大饗を給わり、禰宜・内人等は直会の倭舞に仕奉るとある。

『雑例集』五月条でも右と同様で、「五日、二宮節供事」として「外宮、先節供。其儀大略如元日。次供「朝御饌」。「内

宮、供菘蒲^{カンナ}筭^{カシ}杷^{カシ}粽^{カシ}種々御贄。儀式如元日。」をあげ、その後「離宮院節会事」を記す。『年中行事』五月条になると、「五日、御節供。菘蒲御饌奉仕次第：御饌調理参向ノ次第如元日。但無白散：御饌ハ粽、山芋、蒜、名吉、菓子等也。供進之次第如元日」として、詔刀と「二殿」での直会を記している。五日の儀は、元日の白散供進と同じ儀というのであるから、瑞垣御門前に五日の「御饌」が供進されたのであらう。この後、「離宮院ニ参」とあるが、その前に御巫内人が「四至神」を祭るとして、具体的には「酒殿神」「所々坐四十四前神々」を祭り、「河合淵東」で「天津神国津神八百万ノ皇神達」を祭るとあった。この部分は、『皇帳』などにはみられない、『年中行事』独自の内容といえよう。

そもそも、五月五日は、雑令諸節日条に節日として規定されていた⁽⁹³⁾。その史料上の初見は、『紀』推古一九年(六一二)五月五日条の菟田野での葉獵記事である。以後、推古二〇年、同二二年に葉獵記事が、天智七年(六六八)、同八年に「縦獵」記事があつたが、八世紀に入ると、「走馬」「騎射」を天皇が観覧するようになる⁽⁹⁴⁾。『統紀』大宝元年(七〇一)五月丁丑条、神龜元年(七二四)五月癸亥条など。天平一五年(七四三)には皇

太子阿倍親王が五節舞（田舞）を舞い（五月癸卯条）、同一九年の元正太上天皇の詔により菖蒲縵の着用が義務付けられる（五月庚辰条）など、五月五日節は走馬、騎射に菖蒲縵着用、田舞の奏上を加えた複合的な儀式へと整えられていった。また、天平宝字二年（七五八）三月には聖武の忌月により「端午」の節会は停止された（『統紀』天平宝字二年三月辛巳条）が、皇統がかわった光仁朝には再開されたものとみられる（宝龜八年へ七七七～五月丁巳条）。

伊勢神宮では、「騎射」や「走馬」は実演されていないが、宮中に対応して五日節が実施されたのであろう。前掲の『皇帳』によると、菖蒲蓬は内宮・四別宮・「諸殿」、薬御酒は内宮と荒祭宮、『止帳』でも菖蒲蓬は外宮・高宮・「諸殿」、薬御酒は外宮に限って供進されるものであった。五月五日節も、正月行事と同じく、伊勢神宮の中のごく限られた神社で行われたものであったこと⁹⁵にあらためて注意を喚起したい。

〔度会川臨晦大祓〕

『止帳』五月例条によると、「将来六月月次祭為^二供奉^一、禰宜、内人等、皆悉大神宮司共参集^三、臨^二度会河^一、晦大祓仕奉。然即御厨大饗給」とある。すなわち、五月晦日、

六月月次祭を前に禰宜・内人等は大神宮司に参集して、『度会河』（宮川）に臨んで大祓をし、御厨で大饗を給わるといふ。この大祓は、八月晦日、十一月晦日でも同様であり、前者は九月の神嘗祭、後者は一二月の月次祭を前に大祓を行うものであった。この点は『皇帳』においてもまったく同じである。

『式』四（大神宮式）では三節祭前の前月晦日の大祓以外に、「凡四月神衣祭、預前一月晦日祓除、^{九月准}此^九」として、神衣祭前の大祓も定められている。『雑例集』三月条に「晦日祓事。於^二離宮院^一行也。宮司内宮禰宜参勤也。^{来月神御衣祭解除也。}」、『年中行事』三月条に「除^二当番^一之外、禰宜等為^二大祓供奉^一参^二離宮院^一」とあるので、やはり離宮院での儀であったことが知られる。神衣祭は内宮と荒祭宮の神事であったことから、この大祓の対象者は内宮禰宜に限られていた。

三・五・八・十一月晦日の大祓については、『年中行事』も『雑例集』と同じである。ただ、『年中行事』六月条には晦日の「輪越神事次第」が規定されている。これは「一鳥居ノ前ノ河端岸ノ上」で禰宜以下が順に「輪」（茅輪）を越えるというものであった。輪越神事⁹⁶のことは、『太神宮神事供奉記』には見えず、『氏経神事

『記』の永享六年(一四三四)以降の記事には毎年、記述をみるので、一五世紀中頃になってはじまった儀とみられようか。また、外宮では、近世のものであるが、一禰宜齋館で一禰宜家族が茅輪を越えるという儀があり、名越祓と呼ばれた(『豊受皇太神宮年中行事今式』一一)。

以上のように、輪越神事、名越祓は別としても、伊勢神宮の大祓とは、基本的に三節祭前に実施されるものであったことが認められよう。

四

次に、六・一二月月次祭、九月神嘗祭の三節祭であるが、いずれも神祇令に規定された令制下の祭りであり、とくに月次祭に関しては、『紀』持統六年(六九二)壬五月丁未条の「伊勢大神奏天皇曰、免伊勢国今年調役。然^レ心^レ輪^二其^一二神郡、赤引糸參拾伍斤、於^二来年^一、当^レ折^二其代^一」が関係記事と見られ、月次祭の成立が七世紀末に遡ることが知られる。

以下、本章では三節祭を一括して取り扱うこととした。三節祭には共通するところが少なくないからである。もつとも、三節祭の形態にも小異があり、その時代的変化にも無視できぬところがあるが、それらの点を慎重に

考慮しつつ、まず、外宮の六月月次祭を手かがりに祭りの次第を検討していきたい(「表3」)。

『止帳』五月例条によると、外宮では月次祭に先立つて、五月吉日に禰宜・内人等が神宮(外宮)・高宮・宮廻神に養蠶の糸先を奉納する儀がある。これは、外宮独自の儀であるが、内宮の月次祭で、第一日目の御饌奉獻の際に禰宜・宇治大内人・日祈内人の三人が養蠶の糸一約を備え、告刀を申す儀に相当するといわれている⁽⁹⁷⁾。

『止帳』六月例条では、一五日に榊・木綿で宮が奉飾され、御贄が弁備される。御贄には、①志摩国の神戸所進のもの、②度会郡の百姓所進のもの、③禰宜・内人の戸人夫が志摩と伊勢の国界の海で採取した(荒蠣神事)ものがあつた。禰宜・内人が外宮の北河原で御贄を浄める大祓をした上で、「所所神」に分奉された。次に、大物忌父・御炊物忌父・御巫内人が外宮境内の御井の祭りに奉仕した(『止帳』御巫内人条によると「朝御饌夕御饌尔供奉留御井、并高宮御井神祭告刀申。^{年中六}度。」とある)。その後、内院では、「亥時」(午後一〇時)と「丑時」(午前二時)に夕大御饌儀、朝大御饌儀となり、終⁽⁹⁸⁾わると、外院で禰宜・内人・物忌等は直会を給わつた。

翌一六日には、齋内親王が中重に参入。齋内親王は内

| 外宮六月月次祭 | |
|---------|---|
| 五月吉日 | 神宮・高宮・宮廻神に養蠶の糸先を奉納 荒蠟神事 |
| 一五日 | 榊・木綿で宮を奉飾 御饌弁備、大贄の浄大祓 所所神に贄を分奉 御井・高宮御井の祭り 亥時 夕大御饌 丑時 朝大御饌 |
| 一六日 | 直会 神酒・御贄を奉入 齋内親王、参入 齋内親王、玉串を内重御門内に奉置 宮司、告刀 |
| 一七日 | 宮司・禰宜、玉串を第二御門内に奉置 東宝殿に明曳御調糸を奉納 高宮を拝奉 直会殿で大直会 第三御門内で倭舞・五節舞 給祿 齋内親王、還宮 酒殿院で後直会 高宮の祭り、直会 |
| 一八日 | 宮地神に神酒供進、直会 月夜見神の祭り、直会 |
| (吉日) | 所管神社(二四社)に供奉 |

重御門内に入り、命婦から太玉串を受け取り、拝奉の上、齋内親王侍殿に著座する。宮司が告刀を奏上すると、大物忌父が宮司と禰宜の太玉串を第二御門(内玉垣御門)の内方東西に奉置。続いて、禰宜・宮司等は大物忌を先頭に内院に参進して、東宝殿に明曳御調糸を奉納する。齋内親王を除く宮司以下は、高宮を拝奉、①諸司官人・諸刀禰は皆、直会殿で大直会となった。さらに、二箇郡の歌人・歌女等は板垣御門西方で御饌歌・伊勢歌などを奏上。②宮司・禰宜以下は、第三御門内に参入して、倭舞や五節舞などを舞った。禰宜・内人・物忌等に祿が給されると、齋内親王は離宮院に帰還した。その後、③禰宜・内人等は御酒殿院で「後直会」に仕奉した。このように一六日は①③のように直会を三度も繰り返すが、三度の直会にはいずれも性格に相違があった。すなわち、大関邦男氏の考察によると、①は禰宜等の在地神職が齋宮寮官人を供給するもの、②は齋王が在地神職に酒・祿を賜るもの、③は在地神職等の独自の酒宴であったことが明らかにされている⁽⁹⁹⁾。

一七日は高宮の祭り。高宮物忌父が告刀を奏上。禰宜・内人の妻子が参集して奉仕し、終了後、大饗直会がある。同日には、「宮地神」にも神酒一缶が供進され、

終わると、禰宜・内人・物忌等は直会を給わった。一八日は撰社の月夜見神の祭り。禰宜・内人が月夜見社の祝を率いて奉仕。終わると、やはり直会となった。

『止帳』六月例条の記載は、以上であるが、『止帳』所管度会郡神社事条に、撰社一六社に対して「春秋并三度祭者、節別、禰宜、内人等率_二祝等_一供奉」、末社八社にも「年中三度祭者、禰宜、内人等率_二祝等_一供奉」、禰宜条に「所管神社廿四社祭率_二諸内人祝等_一、毎年三度祭仕奉」、五月例条に「次所管諸神社（外宮の撰末社二四社）夏祭（六月月次祭）供奉。禰宜、内人等率_二祝部_一供奉」とあるので、一九日以降の某日に外宮の禰宜・内人が各社の祝部を率いて月次祭に供奉することがあったとみられる。これは、ちょうど先述の神宮祈年祭（吉日の行事）と対応するところであったといえよう。

月次祭における諸社への幣帛は、『止帳』に直接書かれていないが、以下のように推測される。すなわち、内宮の神嘗祭（撰社）について「絹一匹一丈五尺、^{社別}木綿、麻如_二六月祭_一」（『皇帳』九月例条）とあった。これからすれば、外宮の月次祭の場合も同様と見られる。『止帳』九月例条にも、やはり神嘗祭の例であるが、「所管諸神社幣帛料絹伍丈壹尺…木綿肆斤大、麻拾

斤大…」^{絹五丈壹尺、木綿肆斤、麻拾斤。}「用物参種」とある。おそらく月次祭でも幣帛として、祈年祭と同様、絹、木綿、麻が供えられたのであろう。

なお、撰・末社への祭りと同じ日に「宮廻神」への祭りも行われた。『止帳』御巫内人条に「御酒殿始旦、宮廻神総二百余前祭仕奉。^{年中三度。}」とあるのが手がかりになる。九月例条にも神嘗祭に際して「月内取_二吉日_一、所管社神、及宮廻神、御田神、処処枝神祭仕奉。禰宜、内人等巡勤共供奉。^{但諸社告刀祝申、宮廻神、御田神、処処枝神、御巫内人告刀申。}」とあるのも、神嘗祭だけではなく、月次祭にも該当させられよう。内宮の月次祭について、『皇帳』六月例条による、同祭の概要は「表4」にまとめたところであり、また、外宮の月次祭と共通するところも少なくないので、ここでは外宮との相違点を中心に述べることとしたい。

まず、一五日には「亥時」、「第二御門」に御巫内人が御琴を給わって天照大神の「大御事」を請い（御卜）、一六日には西河原で禰宜・内人・物忌等の後家の雑罪を解除する（大祓）とある。⁽¹⁰⁰⁾これは、『止帳』六月例条にはみられないが、『止帳』御巫内人条には「三節祭供奉時、禰宜、内人、物忌等痔祓浄之。…先諸内人等我身罪祓浄之」とあるので、外宮でも御卜・大祓がなされた可

〔表4〕

| 内宮六月月次祭 | |
|---------|--|
| 一五日 | 贄海神事 御卜 |
| 一六日 | 大祓 御内の清掃 榊・木綿で宮を奉飾 大御饌弁備 中島神事 湯貴御饌供進 荒祭宮・瀧祭に御饌供進 直会 |
| 一七日 | 朝御饌 齋内親王、参入 齋内親王、玉串を瑞垣御門に奉置 宮司、告刀 宮司以下、玉串を玉串御門に奉置 東宝殿に明曳御調糸を奉納 荒祭宮を拝奉 直会殿で大直会 第五重で倭舞 給祿 |
| 一八日 | 齋内親王、還宮 神宮廻神百廿四前の祭り 荒祭宮祭行事、直会 |
| 一九日 | 瀧祭直会行事 月読宮祭行事、直会 |
| 二〇日 | 大歳神社祭行事、直会 |
| 二三日 | 瀧原宮祭行事、直会 |
| 二五日 | 伊雑宮祭行事、直会 佐美長神社の祭り |
| 二七日 | 管神社（廿四処）に供奉 |

古代伊勢神宮の年中行事

能性はあるう。

それに対して、一六日の中島神事は内宮独自の儀であった。次第は『皇帳』供奉朝大御饌夕大御饌行事用物事条に詳しいが、それによると、内宮の南御門前、五十鈴川の中嶋の石畳を止由気太神の御坐とし、「禰宜内人物忌等、御贄御前追豆…止由気太神乃御前跪侍豆、則御河爾清奉豆、御膳料理了」というものであった。ここで調理された神饌は、夕大御饌・朝大御饌として二度にわたって内院に参入されるが、『年中行事』六月条には「物忌父等御殿下ニ燈火三ヶ所、次供「御饌」とあるので、正殿床下の心の御柱に供進されたものとみられる。岡田氏は「天照大神に供える御饌を地主神としての度会神¹⁰⁾外宮祭神が調理して進めるところに意味があり」、外宮祭神による服属儀礼と位置付けられている。当該儀に外宮物忌が参加していないことをもって、岡田説を批判する見解もあるが、外宮祭神の前で天照大神の神饌が調理されるといふ方からしても、岡田氏の服属儀礼説は動かし難いところであろう。

また、同日夜、荒祭宮と瀧祭神社にも御饌が供えられ、直会殿で直会がなされた。別宮や地主神への御饌供進は『皇帳』にのみみえる儀であった。

一七日の行事は、斎内親王や官司以下が参入して行われるが、祭儀の中身は、外宮の場合とほぼ同じであった。その中では宇治大内人の太玉串を地祭物忌と宇治大内人とがそれぞれ玉串御門の東西に奉置する儀が内宮独自といえる。この後、荒祭宮拜奉、直会殿での大直会、第五重門での倭舞奏上と続く。一八日以降は、外宮の儀と相違するところであり、かつ、これまでもあまり注目されてこなかったかと思われるので、本稿では少し丁寧にみていきたい。

まず、一八日「辰時」(午前八時)に、「神宮廻神百廿四前」の祭りがある。御巫内人・物忌父四人が神酒二缶・神贄二荷を供える。『皇帳』神田行事条にも「宮四方地祭料稻六十束。祭別廿束。」とあった。同日には、荒祭宮の祭りも行われた。禰宜・内人・物忌父やその妻までもが参集して正殿を拜奉した後、直会となる。

一九日は、「巳時」(午前一〇時)に「瀧祭直会行事」とある。⁽¹⁰⁾この時は直会のみとも解されようが、『皇帳』の後文に「以廿日、大歳神社祭行事。右祭、瀧祭神祭直会行事與同」とあるのが参照される。『大神宮儀式解』二七も「瀧祭の下神祭の二字脱たる歟」と指摘している。おそらく、瀧祭の直会の前に「神祭」が実施され

ていたであろう。

同日には「未時」(午後二時)に月読宮祭行事があった。その際、禰宜は、「西宮」(月読宮の四神殿のうち、西方の、伊佐奈岐尊・伊佐奈美尊をまつる二神殿)を拜奉した後、「東方宮」(東方の、月読神・同神荒魂をまつる二神殿)に対し、告刀を奏上。朝廷の幣帛・御馬などが奉納され、直会となる。「西宮」と「東方宮」との間で月次祭の次第が相違していたのは、『皇帳』撰進時には、月読神は別宮の待遇であったのに対して、イザナキ・ミ神は官社に列していただけで(『統紀』宝龜三年(七七二)八月庚寅条)、別宮に昇格したのは貞観九年(八六七)八月二日であった(『三代実録』)からである。

二〇日は大歳神社祭行事。大歳神社とは、撰・末社にその名を直接には見出せないが、『雑例集』六月条には「廿日、小朝熊社祭事」(『年中行事』六月条もほぼ同じ)とあることから内宮撰社の小朝熊神社とみて間違いない。⁽¹⁰⁾

二三日は別宮の瀧原宮、二五日は同じく伊雑宮の行事。瀧原宮・伊雑宮にはいずれも禰宜が参向して月次祭が執行されたが、『皇帳』には「伊雑宮祭供奉行事」の後に

「亦佐美長神社一処、御前四社、此三節祭使附宛_下奉_上從_上大神宮司_下供奉調度合七種_上。但御饌稻波、伊雜宮乃稻廿束下宛奉。右神祭波、一事以上、伊雜宮祭與同供奉₍₁₀₆₎」とあり、佐美長神社でも月次祭があったことが知られる。

『年中行事』によると、伊雜宮での月次祭が終わった後、「次西方ニ進大歳拜、次本座帰着シ預_上神酒_下之後、於_上石壺_下在_上大和舞_下、二度舞_上之。各如_上常_下。次又大歳拜。其後退出。又於_上館在_下酒肴_上。其次第如_上宵_下。廿六日早旦、大歳御前ニ參、神拜。衣冠乘_上馬_下」とあるように、三節祭で下向した禰宜は、伊雜宮「西方」の「大歳」（佐美長神社）を拜した。佐美長神社をめぐることは諸説あり、最近では同社の北側に小字「小田」があることを根拠に『式』九（神名式上）の志摩国答志郡「同嶋坐神乎多乃御子神社」に比定する説もある₍₁₀₇₎。本稿でももとより明確な解を得ているわけではないが、ただ、『皇帳』によると、佐美長神社の「御饌稻廿束」が「從伊雜宮_下宛行」とあることからして同社は伊雜宮の地主神とはみられないだろうか。

なお、「表4」には、この後、二七日の禰宜による所管二四処供奉の儀を記した。これは、『皇帳』九月例条に二七日の祭りの料物が「如_上六月祭_下」とあることがそ

の根拠である。

以上、外宮、内宮の順で月次祭の次第をまとめた。二月の月次祭は、一七日の明曳御調糸を奉納する件がな₍₁₀₈₎い以外、六月と同様の儀であった。従って、ここではこれ以上の言及はせず、次に九月の神嘗祭について述べていくことにしたい。

外宮の神嘗祭も月次祭と共通項が多い。そこで、神嘗祭の式次第を逐一述べることや月次祭との細部にまで及ぶ相違点を指摘するのは止め、注意すべき事柄として次の三点をあげておこう₍₁₀₉₎。

その第一は、収穫の祭りとしての神嘗祭では御飯や神酒に新穀が用いられていたこと。一六日、齋内親王の参入に先立って、禰宜以下が拔穂稻を「正殿乃下奉置、懸_上税稻_下乎玉垣爾懸奉_上」とあるのも、月次祭にない、神嘗祭独自の儀であるが、これも収穫祭と関連しよう。

第二は、一六日、官司の告刀奏上前に、使中臣が告刀を奏上していたこと。『止帳』九月例条によると、祈年・月次祭では告刀は官司のみが奏していたことからすれば、神嘗祭の儀が重視されていたことが窺知される₍₁₁₀₎ところであろう。

第三は、月次祭では禰宜が東宝殿を開き明曳御調糸を

奉納するのに対して、神嘗祭では禰宜が正殿を開き幣帛と御衣絹を、大内人が西宝殿に御馬鞍の調度を奉納していること。正殿の扉が開かれるのは、勅使による臨時奉幣(『止帳』一月例条)と定期遷宮の時を除けば、神嘗祭の時だけであった。ここからも神嘗祭の格の高さが知られよう。⁽¹⁰⁾

内宮の神嘗祭も月次祭と比べておこう。『皇帳』九月例条による限り、両者の相違は、先述の外宮月次祭と神嘗祭とのそれとほぼ同じといってよい。相違点としては、神嘗祭の場合も、御飯や酒に新穀が使用されること、使中臣による告刀奏上があること、禰宜が正殿に朝廷幣帛・織御衣を奉り、大物忌父が東幣帛殿(東宝殿)に御馬鞍具を進上していること、禰宜・内人が荒祭宮正殿の扉を開いて朝廷の幣帛と神衣の絹を奉納していること(月次祭では宮司以下が荒祭宮を拝奉するのみ)が指摘されよう。また、二五日の佐美長神社の祭りは『皇帳』には見出せないが、これは記述が漏れただけで、佐美長神社の場合、月次祭と同じであったともみられよう。⁽¹¹⁾

では、かかる内・外宮の月次・神嘗祭は、時代の流れの中でどのように変容していったのであろうか。ここでも小異にはこだわらず、『式』『雑例集』『年中行事』な

どを手がかりとして、以下の七点を指摘しておきたいと思う。

第一点は、月次祭において、『止帳』六月例条の末尾に「六月月次幣帛使参入、幣帛奉進時行事二月月次幣帛進奉時同行事」(『皇帳』もほぼ同文)とあったのが、『式』段階では、外宮では一六日、内宮では一七日に、宮司が祝詞を奏上する前に「使中臣申詔刀」と記されていることである。この点に関して、『神宮要綱』や熊田亮介氏等は、当該日の祭祀は赤引糸奉獻が核であり、勅使による幣帛奉獻儀は本来、別の日に執行されていたと推定されている。⁽¹²⁾ 月次祭における勅使の役割が『式』のような形に定着したのは、『皇帳』『止帳』撰進以後のこととみられよう。

第二点として、外宮の月次祭では、『雑例集』から一八日に「土宮御祭事」が新たに登場するようになることである。土宮は、大治三年(一一二八)六月五日、「是宮河堤為守護也」⁽¹³⁾を理由に朝廷から宮号が認められた(『伊勢二所皇太神宮神名秘書』)ことに由来しよう。同様のケースとして、内宮では貞観九年に月読宮から伊佐奈伎宮が(前述)、『式』の段階までには瀧原宮から瀧原並宮がそれぞれ別宮として独立することがあげられる。

このうち、伊佐奈伎宮は、『式』では月次・神嘗祭に預かるとあった（すでに貞観九年に「預月次祭」とある〔『三代実録』〕）のに対し、瀧原並宮の方は『式』には伊雑宮とともに「不預月次」とあった。瀧原並宮が月次祭に預るのは『式』以降『雑例集』までの間のことと見られる⁽¹⁶⁾。また、『年中行事』六・九月条からは二五日の「風日祈宮祭礼」が登場するようになる。風日祈宮は、元寇において神威を發揮した結果、正応六年（一二九三）三月二〇日に宮号が宣下され、内宮の別宮となった（『伊勢二所皇太神宮神名秘書』）。「風日祈宮祭礼」の開始もこのことと関係するのであろう。

第三点として、伊雑宮に関して、『皇帳』では月次祭に預り、『式』では「不預月次」、『雑例集』では「廿五日、伊雑宮御祭事」という変化が辿れる点である。この一連の記載内容をそのまま信ずる限り、伊雑宮の月次祭はいったん、『式』段階で停止されたことも考えられなくはない。しかし、別の理解として『皇帳』の当該箇所⁽¹⁶⁾の記述が『式』段階以降の追記と見る可能性もある⁽¹⁶⁾。第四点として、『年中行事』に内宮月次祭の「十六日暁、玉串大内人大土神社ニ参、御饌ヲ供。則本宮ニ帰参。件御供米ハ当社御戸代米云々」とあり、内宮撰社の大

土神社への「御饌」供進が行われていることである。これは神嘗祭の場合も同様であるが、「御饌」は「是新米也」とあるのが月次祭との相違点である。一六日の大土神社の神事は『年中行事』にしか見出せない。『神宮要綱』は「大土御祖の神なれば古き縁由あるべし」として⁽¹⁶⁾いる。しかし、大土神社が元日の禰宜朝拝や祈年祭での禰宜奉拝の対象となるのは『年中行事』からとみられる（前述）ので、二節祭で当該儀が始るのもやはり中世に入ってからとすべきであろう。

第五点は、月次祭における撰・末社の祭りの変容である。すなわち、『止帳』によると、外宮の月次祭では、某日に撰・末社のすべて（二四社）に対して禰宜・内人が赴いて祭りが行われたとあったが、『式』四（大神宮式）では「度会宮所撰十六座」（撰社）が「並預祈年、神嘗祭」とあるだけで、月次祭に預かるという記載が見えない。『雑例集』においても一八日、外宮撰社「月読社祭事」が記されているだけであった。内宮の場合も同様で、『皇帳』段階で月次祭の対象となった撰社に關して、二〇日の大歳神社（小朝熊神社）の例を別とすれば、『式』では月次祭の対象外となってしまうらしい。内・外宮月次祭における撰・末社の祭りは、比較的早く

〔表5〕

| 外宮末社 | | 外宮撰社 | | 内宮撰社 | | 皇帳・止帳 | 式 | 雑例集・年中行事 |
|------|-----|------|-----|------|-----|-------|---|----------|
| 神嘗祭 | 月次祭 | 神嘗祭 | 月次祭 | 神嘗祭 | 月次祭 | | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | ○ | | ○ | | | | 一二月の祭へ移行 |

衰退してしまつたのではないだろうか。この点は、これまでほとんど看過されてきたところであるが、実際、『雑例集』『年中行事』『太神宮司神事供奉記』『氏経神事記』『豊受皇太神宮年中行事今式』などの諸史料にも月次祭での攝・末社の祭りを見出すことができないのである。

第六点として、神嘗祭での撰・末社の祭り(二七日)であるが、内宮については、『式』に「大神宮所撰廿四座」は神嘗祭に預かるとあるので、『式』の段階では『皇帳』との変更はなかつたはずである。しかし、『雑例集』になると、九月条に「十五日以後至廿五日、二宮

神態如「六月」とあり、二五日の「伊雑宮御祭事」までが月次・神嘗祭の範囲とみられるので、『雑例集』までには内宮でも二七日には当該儀が実施されなくなつていたことが指摘されよう。しかも、『年中行事』一二月条によると、内宮の神嘗祭の場合、九月二七日の儀が、すべて一二月一日と二日に移行していたことが明らかになる。すなわち、一日には「冬季諸社神態神事次第」、二日には「二御神態」「三神態」として、前述の神宮祈年祭と同様の次第(本稿一六〇一七頁参照)が記されている。これは、『氏経神事記』永享八年(一四三六)一二月一・二日条などにもみえる。『雑例集』には一二月末尾に「冬季内宮撰社神態事。撰吉日行。儀如春季。祭物司中沙汰。九月祝部請之。」とあるので、『雑例集』成立の一三世紀には、九月に祝部が祭物を宮司より請けておき、一二月にかかる儀が執行されるようになっていたのであろう。ただし、『雑例集』には「吉日」とあるので、一・二日に固定化する前段として、当時は一二月の「吉日」に実施されていたものとみられる。^(註)外宮神嘗祭の方は、『止帳』では撰・末社(二四社)、『式』段階では撰社(一六社)を対象とするものであったことが分かるが、それ以後は史料に恵まれず、はっきりしない。内

宮の儀のような変化も考えられなくもないが、『雑例集』に「冬季内宮攝社神態事」とのみあり、外宮についての記述がないこと、『豊受皇太神宮年中行事今式』などにも九・一一月条に該当記事が見出せないことからすれば、外宮の場合は一二月の儀に移行せず、内宮に比べて早く衰退してしまっただとも想定されよう（「表5」参照）。

第七点として、三節祭における内宮の地主神の祭りについてである。内宮では一八日に「宮廻神」が祭られていた（『皇帳』）が、『雑例集』六月条に一五日「夕興玉祭事。宝殿不在。御巫内人申詔刀。」、『年中行事』六月条に「戌剋、興玉神態：勤行次第」として、「興玉御前」に地祭物忌父が「御神酒并御贄等」を供進、御巫内人の詔刀奏上儀が見られる。このように地主神の祭りは、一八日だけではなく、一五日にも執行されていたことがわかる。さらに『年中行事』には、一七日に清酒作内人と酒造内人が「自瑞垣御門」左右脇ニ供御神酒并荒蠣御贄等。一人ハ柏ヲ持テ敷、一人ハ大杓ニ御神酒ヲ入テ件柏ニ懸、一人ハ荒蠣ノ御贄ヲ散供也。其次第、先自御門左右脇迄巽角、副瑞垣ニ供進。次自右方脇廻テ迄巽角供進テ高声ニ由貴奉ル々々ト申也」とあった。かかる地主神

への祭りは、史料上、『雑例集』『年中行事』から詳しく知られるが、『雑例集』段階になつて急にはじまつたとも考え難いので、起源は古く遡るのであろう。かりに百歩譲つて、内宮地主神の祭りが『雑例集』以降にあらたに展開したと仮定したとしても、『皇帳』以後、けつして後退していなかつたことは確認されねばなるまい。

以上、伊勢神宮の月次・神嘗祭について述べてきたところをもとに、問題点を簡単に整理しておきたい。

(1)内・外宮の月次・神嘗祭とは、朝夕大御饌供進儀と翌日の奉幣の儀を主要な構成要素とするものであつたが、とくに内宮独自の儀として朝夕大御饌供進に先立つて中島神事が外宮の神の服属という形で行われていたこと。
(2)伊勢神宮では三節祭として一年に三度も大祭が行われたが、これは在地の一般の神社が春秋の二度の祭りであつたことと対置される。先学が指摘されている通り、伊勢神宮の三節祭は、宮中の六・一二月月次祭、一二月の新嘗祭と対応するのであろう。
(3)両祭は、内・外宮、別宮、摂社、末社、「宮廻神」などの神社、神々を対象とするものであつたが、上記の神社、神々の格式に沿つた形で、いわば同心円状に祭りが

執行されていたらしいことである。すなわち、内宮の神嘗祭を例に述べると、一六・一七日が内宮と荒祭宮、一八日から二五日までが別宮、二七日が所管二四社で祭りが行われるという大まかな傾向がある。これには例外もあり、二〇日には撰社の大歳神社（小朝熊神社）の祭礼行事、一八日には「宮廻神」の祭りがなされている（『皇帳』）。とくに、後者と同類のものとしては、一五日の「興玉祭事」（『雑例集』）などの例が指摘でき、「宮廻神」の祭りは祭日からすると、別宮といわば同格ともいえそうな状況も認められる。しかし、これは「宮廻神」が内・外宮境内の地主神であることにおいて重視されたからであろう。少なくとも、「宮廻神」は末社よりも神宮内の格付けの上では低かったものと思われる。

(4) 撰・末社を対象とする祭りは、比較的早く消滅してしまふこと。月次祭の場合は、内・外宮において、外宮撰社の月読神社（『雑例集』）、内宮撰社の大歳（小朝熊）神社（『雑例集』『年中行事』）を別とすれば、早くも『式』の段階までには実施されなくなったものとみられる。ただ、その中で内宮撰社の神嘗祭だけは後世に継承された。しかし、それも一三世紀はじめまでに一一月に祭日を移し（『雑例集』）、さらに『年中行事』では一一

月一一・一二日に、神宮の祈年祭と同じく、禰宜が大土・津長・宇治山田神社という特定の撰社だけに参向して実施されるようになっていった。⁽¹⁹⁾『年中行事』から一六日に大土神社の行事が出てくるのも右の一環であろう。

五

〔祈風雨旱災〕

祈風雨旱災の行事とは、『止帳』八月例条に「祈八月風幣帛、絹一丈五尺、木綿一斤、麻一斤」、『皇帳』七月例条に「以朔日、受司幣帛、祈日申行事。右禰宜率日祈内人、月一日起盡卅日、朝夕風雨旱災為止停祈申」、八月例条に「祈八月風雨、幣帛絹二丈五尺、麻八斤大、木綿八斤大。已上禰宜率日祈内人、為風雨災鎮祈申」、五月例条に「四日、年祈料赤引調糸二絢。神郡度 会郡。右從七月一日始迄八月卅日、日祈内人、朝夕止惡風一豆、天下百姓作食五穀平助給止祈申」とあるように、七・八月の二ヶ月間、毎日、禰宜は日祈内人を率いて、神宮司の幣帛をもつて毎朝夕、風雨の順調ならんことを祈るといふものであった（外宮は八月のみ）。

『式』四（大神宮式）では、「凡毎年七月、日祈内人為祈平風雨」として、絹・木綿・麻が「並神宮司充

之」とあった。『式』は内・外宮ともに七月のみの行事として、その対象となった諸社と絹・木綿・麻の分量を「表6」に列挙した。それによると、内・外宮はもとより、荒祭宮などの別宮、「度会郡神冊座」（度会郡内の式内社）、それに「風神」（外宮の式外社）にまで及んでいたことが知られる。

〔表6〕

| | 絹 | 木綿 | 麻 |
|---------|----|-------------|-------------|
| 大神宮 | 五尺 | 三斤 | 三斤 |
| 度会宮 | 五尺 | 二斤 | 二斤 |
| 荒祭宮 | 三尺 | | |
| 月読宮 | 三尺 | | |
| 荒御玉 | 三尺 | | |
| 伊佐奈岐 | 三尺 | 四斤 | 四斤 |
| 伊佐奈弥 | 三尺 | | |
| 瀧原 | 三尺 | | |
| 小朝熊 | 三尺 | | |
| 多賀 | 三尺 | | |
| 久具 | 三尺 | | |
| 風神 | 三尺 | | |
| 度会郡神四〇座 | | 六斤五分 両六分 | 六斤五分 両六分 |

『雑例集』七月条では「四日、二宮風日祈祭事」とあり、一日だけの行事とされている。同書には「外宮、早旦令_下物忌父_一捧_中御幣、一禰宜奉_二御躰、参_三内院。在_在別宮幣後_二禰宜以下参列。一禰宜申_一。次供_二朝御饌、次風宮祭直会事」として、朝御饌供進以前に神前に御幣が供えられた。『年中行事』七月条にも「四日、風日祈神態：其次第如_二去四月十四日御笠神事之勤。但於_一今度_一者葦御贄并葦笠ヲ不_二供進。只御幣許也。仍日祈一人参_三」とあり、やはり七月四日の一日のみの日祈だったことが分かる。しかも、その儀は四月一四日の葦笠供進と同じとあることから、日祈内人等が南御門より中重に参入し、禰宜が詔刀を奏上する形であったとみられる。

なお、『年中行事』には、内宮の詔刀の後に「別宮諸社詔刀」として「申ク今年ノ七月四日ノ今時以月読伊佐奈岐瀧原竝伊雜瀧祭ノ皇御神」に日祈内人が「風日祈ノ御幣」を奉り、その末尾に「天都神国都神_モ如_レ此申テ奉ル」とある。ここには荒祭宮が見えないなど、『式』と小異もあるが、基本的な行事のあり方は、『皇帳』『式』段階と同じであったと見てよいだろう。「神事」が終わると、一殿で「直会饗膳」となった。

祈風雨旱災行事の日程に関して付言すると、『雑例

集』以後、七月四日とされたことから、同日に実施されていた広瀬大忌祭・龍田風神祭との関連が認められよう。⁽¹²⁰⁾ 四月の蓑笠供進のところでもすでに指摘したとおり、両祭は五穀の成熟のために風雨の害がないよう祈るものであった。伊勢神宮では、『皇帳』『止帳』の段階で当該行事が七・八月(内宮)ないしは八月(外宮)に行われていたのが、いずれも七月四日に日付が変更されてしまったのも、広瀬大忌・龍田風神祭と共通な性格が意識されてきたからであろう。⁽¹²¹⁾

〔重陽節〕

重陽節(九月九日)については、『止帳』九月例条、『皇帳』神田行事条、九月例条にその記載がないので、延暦二三年時には伊勢神宮では実施されていなかったと考えられる。しかし、『雑例集』九月条には「九日、二宮節貢事。外宮菊花相加朝御饌供之也。」「年中行事」九月条にも「九日、御節供次第：一殿饗膳如三月三日……件御節供菊花御饌供進次第如三月三日桃花御饌之勤……」とあり、『雑例集』『年中行事』段階では少なくとも実施されていたことが確認できる。『氏経神事記』でもほぼ連年にわたって、同日条に「菊花御饌」「菊花御膳」の記事がある。また、近世の諸史料からは、別宮では荒祭宮、高

宮・土宮・月読宮・風宮でも重陽節が行われていたことが知られる(『荒祭宮年中神事下行雑事』『高宮年中行事』『土宮年中行事大概』『月読宮神事年中行事』『風宮年中祭奠式』)。

桜井氏は、重陽節が古く行われていないのは、九月が「神嘗の月としてきびしい斎戒にはいつていたからであろう」⁽¹²²⁾とされたが、これでは重陽節が延暦二三年以後、『雑例集』以前に実施されていくようになることの説明がつかない。⁽¹²³⁾

平安期の重陽節とは、天皇が紫宸殿に出御、博士・文人に詩を作らせ、宴を賜るというもので、同節の史料上の初見は、『紀』天武一四年(六八五)九月壬子(九日)条に「天皇宴于旧宮安殿之庭。是日、皇太子以下、至于忍壁皇子、賜布各有差」であった。しかし、雑令諸節日条には九月九日は含まれていない。

重陽節の起源と変遷については、清水潔氏に専論がある。それによると、①天武朝には重陽節が行われていたが、持統朝には九月九日が天武の忌日(『紀』朱鳥元年(六八六)九月丙午条)にあたったため停止された。②天武から天智へと皇統が交替したのに伴い、延暦一〇年(七九一)に天武の国忌が除かれた可能性があり(『続

『紀』延暦一〇年三月癸未条)、その際、同節も復活した
ものと思われるが、光仁天皇の母后紀椽姫の国忌が九月
一四日であったため、その忌月を避け、再び停止された
らしい。③大同二年(八〇七)に再開され(『類聚国
史』七四、大同二年九月癸巳条)、大同四年に文人に命
じて詩賦せしめ、弘仁二年(八一)には曲宴が行われ
ている(『日本後紀』弘仁二年九月庚子条)が、いずれ
も正式な朝儀として復興されたものではなかった。④そ
れが正式に復興されたのは、弘仁三年のことであった
(『政事要略』二四所引「天長格抄」弘仁三年三月九日太
政官符、同三年九月一六日太政官符) — の諸点が明らか
にされている。清水説に従うべきであろう。ただ、『皇
帳』『止帳』に重陽節が見出せないことについて、清水
氏は触れられていないが、両帳が撰進された延暦二三年
は右記の②③からしても、伊勢神宮でも重陽節が停止さ
れていたとしても一向に不自然ではない。『皇帳』『止
帳』の年中行事記事を貞観以降の補筆とする桜井説(前
述)は、この点で成立しないのであろう。

では、神宮の重陽節はいつ復活したのであろうか。史
料上では『雑例集』によく確認されるが、再興年代
はそれよりもはやく、おそらく、④からしても弘仁三年

以降のことであろう。また、①をもとに伊勢神宮でも天
武朝には重陽節が行われていたことも予想されるのでは
ないだろうか。

前引の『年中行事』によると、重陽節は「如三月三
日桃花御饌之勤」とあるので、内宮では禰宜が北御門
から参入して御殿下に菊花御饌を供進する略儀であり、
外宮の方も、『雑例集』にある通り、「朝御饌」に「菊
花」を「相加」える形で、略儀であった。これは、平安
初期に復活した重陽節の姿であろうが、天武朝において
も同様の形態だったとみられよう。

ところで、七月七日の七夕節についても合わせて言及
しておきたい。七夕節とは、中国の牽牛・織女の二星が
会合するという伝承に由来し、『万葉集』や『懐風藻』
にも二星会合の歌・詩が数多く収められている。これと
は別に『紀』には当麻蹶速と野見宿禰が相撲をとったと
いう有名な話があるが、その日付は垂仁七年七月乙亥
(七日)であった。雑令諸節日条によると、同日は節日
とされ、『紀』持統五年(六九一)七月丙子(七日)条
に「宴公卿。仍賜朝服」とあり、『万葉集』一〇—二
〇三三、柿本人麻呂の七夕歌左注の作歌年次「庚辰年」
が天武八年(六八〇)とみられるので、その起源は遅く

とも七世紀後半に遡る。『統紀』天平六年(七三四)七月丙寅(七日)条には「天皇觀相撲戲。是夕、徒御南苑、命文人賦七夕之詩。賜祿有差」とあり、八世紀中頃には相撲や七夕の詩宴も行われていたはずである。七夕の相撲は、天長三年(八二六)、平城天皇の国忌を避けて一六日に移され(『類聚国史』七三、天長三年六月己亥条)、以後、七日に実施されることはなかった。また、七夕節には裁縫の上達を願う乞巧奠が行われるが、正倉院には七夕で用いられたと思しき銀・銅・鉄針七本と五色の縷四巻が残されているので、これも奈良時代に遡る行事であろう。

右のような状況からしても、伊勢神宮で七夕節の存在が知られていなかったとは考え難い。しかしながら、『止帳』七月例条、『皇帳』神田行事条、七月例条に七夕節が見られないのである。この点は重陽節と同じであるが、七夕の場合、『雜例集』七月条、『年中行事』七月条など、後世の諸史料をみてもその実施史料が見出せない点が重陽節と決定的に異なる。中・近世の史料まで参照しても、『豊受皇太神宮年中行事今式』三には、七日、欄宜や欄宜家族の権官が「一欄宜里第」で素麴・酒・瓜などを飲食したとあるのが知られる程度である。これか

らしても、欄宜や子良の私邸で行われ、内・外宮や別宮などでは実施されていなかったとみられるのである。『内宮年中神役下行記』に「七日、私ノ節供政所素麴一把、二瓶進、使例飯十文宛」、『外宮年中祭祀行事大略職掌人装束』に「午刻さしたる神事にてはなく、欄宜家族の里家に著盃酌有」とあるのも、右の事情と関連するところであろう。

それでは、なぜ、伊勢神宮では七夕節が受容されなかったのだろうか。先行学説で、この点に触れられているのは桜井氏で、「星を祭ることは異国の祭儀として排除された」と指摘された。しかし、この理解は妥当ではあるまい。というのも、「異国の祭儀として排除された」というのであれば、正月一日の白散神酒供進や七日の卯杖供進など、同類の行事が伊勢神宮で実施されていた理由が説明できないからである。古代の天皇が「異国の祭儀」を積極的に受容していたのと同様の事情は伊勢神宮の場合にも当てはまろう。

そこで、改めて、七夕節と伊勢神宮との関係が問われねばならないが、筆者にももとより断案があるわけではない。あえて私案を述べると以下の通りである。すなわち、七夕節には素麴や瓜などが食され、供物としても用

いられること、しかも、それらが畑作物であることが留意される。この点から、和歌森太郎氏は、七夕節にはもともと畑作物の収穫感謝祭としての意義が存したと指摘された。⁽¹³¹⁾一方、倉林氏は、七月が稲の収穫に向かう重要な時季であること、垂仁紀に野見宿禰が蹶速を殺して勝ち、「腰折田」を賜ったとあることから、七夕節の相撲には稲の豊穰祈念的性格があったと指摘されている。⁽¹³²⁾とすれば、先述のように七月ないしは八月には、祈風雨旱災が内・外宮および別宮で実施されていたこととの関連が問題になるのではないだろうか。この問題は伊勢神宮の成立とも関わるのであろうが、五穀豊穰を祈願する農耕儀礼としての祈風雨旱災との重複関係から伊勢神宮では七夕節が受容されなかったのではないかと考えてみたのである。先述のように、祈風雨旱災の行事は『雑例集』以後、広瀬大忌祭・龍田風神祭との関係から七月四日に行われるようになったが、それでも七夕節が伊勢神宮で実施されていない。これも右記の見通しの傍証になるのではあるまいか。

〔燈油〕

大晦日の晩、宮中では方相氏や仮子らが鬼を追う大儺（追儺）の儀が行われた。『続紀』慶雲三年（七〇六）是

古代伊勢神宮の年中行事

年条に「天下諸国疫疾、百姓多死。始作「土牛」大儺」という記事があるので、中国伝来の大儺儀の実施は八世紀初頭に遡る。この儀については、別の機会に論じたところであるので、ここでは繰り返さないが、大儺にあたって宮中では「燃燈」があったことに注意したい。『式』三六（主殿式）には「十二月晦夜、供「奉内裏并大極殿、豊楽殿、武徳殿」儺料等雑物、櫻椒油七斗六升六合、胡麻油四斗、油甌廿六口、燈盞一千一百六十六口、⁽¹³³⁾二百五斗、油炷調布一丈九尺三寸、燈台八十基、⁽¹³⁴⁾紫宸殿并御中宮油八斗、油杯八百口、盤百卅口、甌十六口、燈炷布一丈三尺……」⁽¹³⁵⁾「十二月晦夜、官人当日晩頭率「史生、殿部、今良等」大内前庭東西相分立「燈台、⁽¹³⁶⁾各相去八尺、隨即燃燈、于時追儺……」と、内裏・大極殿・豊楽殿・武徳殿に燈台が立てられ、灯火が燈された⁽¹³⁴⁾とある。

同様に『江家次第』一一にも「南殿庭・殿上小庭・朝餉壺並打「燈台」⁽¹³⁶⁾、『建武年中行事』に「こよひ所々にともし火をおほくともす。東庭・あさがれい・だいばん所⁽¹³⁶⁾のまへ、みぎりに、燈台をひまなくたてともすなり」とあった。夜明けが鬼の退散する時刻であったことはよく知られているが、右の照明も鬼を駆逐する一手段であったとみられよう。

〔表7〕

| 場所 | 燈数 |
|---|----|
| 南ノ荒垣御門外方 | 二 |
| 東ノ方 _ニ 南北 _エ 指 _テ | 五 |
| 東西宝殿料 | 二 |
| 宮比御料 | 一 |
| 矢乃箒御料 | 一 |
| 一御御座料 | 一 |
| 南ノ屏垣 | 一 |
| 一鳥居 | 四 |
| 鳥居料 | 二 |
| 瀧祭御料 | 一 |
| 東方外下津道饗御料 | 一 |
| 二鳥居 | 四 |
| 鳥居料 | 二 |
| 風宮御料 | 一 |
| 上津道饗御料 | 一 |
| 西御門ノ屏垣 | 一 |
| 正殿御板敷ノ下 | 三 |
| 諸別宮 | |
| 宮庁ノ宿館 | 一 |

大儺の際の「燃燈」

は日本独自のものではなく、中国に先蹤があった。すなわち、唐の王建の「宮詞」に「金吾除夜進儺名」画袴朱衣四隊行 院院燒燈如白日 沉香火底坐吹笙⁽¹³⁸⁾（「宮中の中庭にも、かがり火が焼かれて、まるで真昼のよう。沈香をたく火明かりのもとで楽人たちは坐つて笙を吹いている」）、唐代の故事を記した北宋、錢易撰『南部新書』乙に「：至_レ夜于_レ寢殿前_一進儺、然_レ蠟炬、燎_レ沈檀、熒煌如_レ晝⁽¹³⁹⁾」とあったのは、その代表例とい

えよう。

伊勢神宮では方相氏や仮子が活躍する大儺儀そのものは実施されていないが、燈油を用いた照明はなされた。『止帳』一二月例条に「以_二晦日_一、大神宮司所_二下苑_一油伍升以、燈_二油供_三奉内院并諸院_一」、『皇帳』一二月例条に「卅日燈油七升。右宛_レ奉大神宮司、即預禰宜、内人等供進」、『雜例集』一二月条に「晦日_二白散年魚燈油奉_レ送_二二宮_一事」「外宮燈油白散年魚請文事。…宮司参拜事。…禰宜直燈」とみえる。また、『年中行事』一二月条にはその詳しい規定がある。すなわち、「晦日夜、破立火燈事⁽¹⁴⁰⁾として、御巫内人が大神宮司から油五升に「自_二酒殿_一油一杯ヲ請加テ、五尺許ノ細木ヲ伐テ所々ヲ削テ末ヲ破懸_二其上_一燈火_一、諸殿舎御門御倉鳥居等并屏及興玉桜神御前ニ立也。但御門ハ_二燈右_一、諸殿舎御倉ハ_一燈也」とあり、その後に燈油をともし場所が具体的に記されている（〔表7〕）。

これによると、燈火が灯されるのは、内宮境内と諸別宮が中心であったことがわかる。『年中行事』によると、「内物忌父等請_二取北御門御鎰_一奉開、正殿御板敷ノ下ニ三燈天平賀内_二燈_一。是左右相殿御料ヲ加テ也」とあるので、正殿床下の心の御柱前までも照明の対象に含まれて

いた。外宮では、『豊受皇太神宮年中行事今式』三から、正殿の「階下之東西」に「割立木六本」をたて、「炬御火」とあるのをはじめとして、境内の諸所に照明がなされ、それが高宮・土宮・月読宮・風宮といった別宮にも及んでいたことがわかる。

このように伊勢神宮における燈油は、宮中の大儺儀とパラレルであったとみられる。伊勢神宮では、漆黒の闇夜の中、照明によつて鬼の退散を凶ろうとしたのである。とくに、内宮の「正殿御板敷ノ下ニ三燈天平賀内ニ燈」とある（『年中行事』）ように、正殿床下に燈台が立てられていたのも、内裏の照明と連関していたはずである。

六

これまで述べてきた伊勢神宮の年中行事を神前で行われていたものに限って取り上げ、『皇帳』『止帳』段階で各神社毎にどのように実施されていたかを整理したのが「表8」「表9」である。ここからも、何度か指摘したように内・外宮―別宮―撰社―末社―「宮廻神」構成の中で、神社（神々）の格式と年中行事のあり様が対応していたことが改めて了解されよう。すなわち、内宮では、

内宮と別宮―とくに荒祭宮―がほぼ同じように天皇と共通の行事を実施していたこと、撰社では概ね祈年祭と三節祭に限られていたこと、末社は伊勢神宮の年中行事と無縁であったこと、「宮廻神」の行事は末社よりもむしろ撰社の方に近いことである。このうち、「宮廻神」の格が高いようにみられることに関しては、「宮廻神」が内宮境内の地主神であったことに基因していたことが考えられよう。かかる傾向は外宮についても同様に観察される。ただし、外宮の場合は末社に四月一四日の御笠御蓑供進があり、三節祭にも預るという点が内宮の場合と相違しているが、外宮撰社と末社との間には神宮祈年祭の有無という点で相違があった。外宮でも撰社と末社との格式の差は設定されていたのであろう。

ところで、このような伊勢神宮の年中行事に関しては、その時代的変容まで視野に入れると、次のような点が注目される。すなわち、内・外宮、別宮の年中行事は後世にも継承されていったのに対し、第四章で指摘した通り、とくに三節祭の場合、①内宮の撰社、外宮の撰・末社を対象とする月次祭（『皇帳』『止帳』）は『式』の段階までには基本的に実施されなくなったこと、②撰社を対象とする内宮神嘗祭は、『雑例集』までには一二月吉日に、

[表8]

| | | | | | | |
|------|--------------|---------------------|--|---------|------------|--|
| 七・一〇 | 祈風雨旱災 | | | | | |
| 一・一 | 内宮 | 別宮 | 撰社(二五社) | 末社(一五社) | その他 | |
| 一 | 朝拜 白散神酒供奉 | 荒祭宮 | | | | |
| 先卯日 | 御杖供奉 | 荒祭宮 | | | | |
| 七 | 新菜御羹供奉 | 荒祭宮 | | | | |
| 一五 | 御粥供奉 | 荒祭宮 | | | | |
| 一五 | 御竈木奉進 | | | | | |
| 二・一二 | 祈年祭 | 荒祭宮 所々宮 | 所管神社二五所 | | 大神宮廻神百廿四前 | |
| 一三 | | | | | | |
| 三・三 | 新草餅供奉 | 荒祭宮 | | | | |
| 四・一四 | 神衣祭 | 荒祭宮 | | | | |
| 一四 | 御蓑御笠供進 | 荒祭宮・月読宮・ 瀧原宮・伊雜宮 | 瀧神社・小朝熊社・伊加 津知神社・園相社・鴨社・ 田辺社・蚊野社 | | 大奈保見神社・風神社 | |
| 五・一五 | 菖蒲蓬供奉 | 荒祭宮・月読宮・ 瀧原宮・伊雜宮 | | | | |
| 六・一六 | 葉御酒供奉 | 荒祭宮 | | | | |
| 六・一六 | 月次祭 | 荒祭宮 | | | | |
| 六・一七 | | | | | | |
| 六・一八 | | | | | | |
| 六・一九 | | | | | | |
| 一八 | | | | | | |
| 一九 | | | | | | |
| 二〇 | | | | | | |
| 二一 | | | | | | |
| 二二 | | | | | | |
| 二三 | | | | | | |
| 二四 | | | | | | |
| 二五 | | | | | | |
| 二六 | | | | | | |
| 二七 | | | | | | |
| 七・一〇 | | | | | | |

| | | | | |
|----------|-------|-------------------|---------------------|----------------|
| 八・ | 祈八月風雨 | | | |
| 九・一四 | 神衣祭 | 荒祭宮 | | |
| 一六〇一七 | 神嘗祭 | 荒祭宮 | 瀧祭神社 | 宮廻神 |
| 一六〇一八 | | | | |
| 一六〇一九 | | | | |
| 一八 | | | | |
| 一九 | | | | |
| 二〇 | | | | |
| 二三 | | | | |
| 二五 | | | | |
| 二七 | | | | |
| 一二・一六〇二七 | 月次祭 | 月読宮 瀧原宮 伊雑宮 | 大歳神社(小朝熊神社) 瀧祭神社 | 宮廻神 (佐美長神社) |
| 三〇 | 燈油 | | 管神社二四処 | |

(注) 内宮の項の行事名は、当該日に内宮でその行事が行なわれていたことを表す。また、別宮以下は、その行事がいつ、どこで実施されたかを示している(「表9」も同じ)。

『年中行事』では一月一日・二日に祭日が移されてしまうこと、③②の儀は祈年祭と同様で、禰宜が内宮周辺の特定の撰社に参向して神嘗祭を執行するようになったことである。以上の三点からも時代の経過の中で、撰・末社の祭りに大きな変化が生じてきたことが窺えよう。

では、なぜ、かかる変容が生じたのであろうか。とくに①②の変化の理由は奈辺にあったのだろうか。これには既述の通り、六・九・一二月と三度にわたって大祭が

あるのが宮中と伊勢神宮だけであり、在地の神社は春秋(予祝と収穫)の二度の祭りであったことが連関するよう思う。以下、右の点につき、変容の背景の一端を推量してみたい。

在地神社の祭りの時期をある程度、窺わせてくれる史料としては、そのほとんどが畿内及びその周辺に限られるが、以下のものがある。すなわち、『類聚三代格』一九、寛平七年(八九五)一二月三日太政官符に「諸人氏神多在畿内。毎年二月四月十一月何廢先祖之常祀」^(四)

[表9]

| | | | | | | |
|----|---|---------|----|----------------|----------|--------------------------------------|
| 八・ | 六・一五 一五〇一六 一六・一七 一七 一七〇一八 (吉日) | 祈八月風 | 高宮 | 月夜見神 (所管社神) | (所管社神) | 宮廻神・御井・高宮御井 宮地神 (宮廻神・御田神・処々枝神) |
| | 吉日 | 明曳糸奉進 | | | | 宮廻神 |
| | 吉日 | 養蠶糸先奉進 | 高宮 | | | |
| | 五・一五 | 菓御酒供奉 | 高宮 | | | |
| | 四・一四 | 菖蒲蓬供奉 | 高宮 | 諸所管神社二四処 | 諸所管神社二四処 | |
| | 三・三 | *新草餅供奉 | | | | 宮廻神二百余所・御井二所神・御田神・所所小社九処神 |
| | 二・一二 吉日 | 祈年祭 | 高宮 | 所管諸神社一六処 | | |
| | 一五 | 御薪木奉進 | | | | |
| | 一五 | *御粥供奉 | | | | |
| | 七 | *新蔬菜羹供奉 | | | | |
| | 先卯日 | 御杖供奉 | 高宮 | | | |
| | 一 | 白散神酒供奉 | | | | |
| | 一・一 | 朝拜 | 高宮 | | | |
| | | 外宮 | 別宮 | 撰社(一六社) | 末社(八社) | その他 |

| | | | | | |
|---|-----|----|--------------|------|---|
| 九・一五 一五〇一六 一六〇一七 一七 一七〇一八 吉日 | 神嘗祭 | 高宮 | 月夜見神 所管社神 | 所管社神 | 所所 ^カ 枝神・御井 大宮地神 宮廻神・御田神・処々枝神 |
| 一二・一五〇吉日 | 月次祭 | | | | |
| 晦日 | 燈油 | | | | |

(注) *印は御饌殿の儀であることを示す。

…とあること、『正倉院文書』には氏神祭祀のための請暇解が六通伝わっているが、その日付は四月が四例、一〇月が一例、十一月が一例であること、『続日本後紀』承和元年(八三四)二月辛丑条に「小野氏神社在近江国滋賀郡。勅。聽^{142F}彼氏五位已上。毎^レ至^レ春秋之祭。不^レ待^レ官符。永以往還^上」とあること、『万葉集』三十三七九・三八〇の大伴坂上郎女作歌左注に「右歌者、以天平五年(七三三)冬十一月、供^レ祭大伴氏神之時」とあること、『山城国風土記』逸文(『本朝月令』所引『秦氏本系帳』)に賀茂祭(御阿礼祭)日を「撰¹⁴³四月吉日¹⁴⁴」としていることなどである。

伊勢神宮関係でも、『雑例集』に四・一十一月上申日に

古代伊勢神宮の年中行事

「中臣氏神(社)祭事」、二月中申日と一月中旬酉日に「外(同)宮禰宜氏神祭事」が記されている。前者は宮司中臣氏の祭り、離宮院内の氏神社が祭場であった。後者は外宮の禰宜度会氏の祭り、二門は宮崎神社、四門は撰社(式内社)の田上大水神社が祭場であった。また、『年中行事』の三月条には「山宮祭木目神事。今月中日ヲ撰、木日時分也」という例もあるが、四月・一十一月の初申日には「荒木田氏ノ二門ハ田辺ノ本社ニ参テ祭。同一門ハ小社湯田野ノ社ニ参テ祭也」、同日「宇治氏石部氏同初申日祭也。宇治氏ハ字上社ニ祭、石部氏ハ岩井田ノ山口ニ祭也」とあった。かかる史料からも、宮司の中臣氏をはじめ、荒木田・度会・宇治・石部各氏の氏神祭が

四七 (三七五)

二―十一月、四―十一月において実施されるものであったことが知られるのである。⁽¹⁴⁵⁾

伊勢神宮の撰・末社には撰社の大間国生神社・度会之國御神社・田上神社のように度会氏関係の神社が一部含まれていたが、多くは在地の土着神が祭られていたものとみられている。⁽¹⁴⁶⁾ とすると、右にあげた二―十一月、四―十一月の祭りを撰・末社のそれに当てはめても不自然ではあるまい。

既に別の機会に述べた如く、『皇帳』『止帳』によると、内宮や外宮の撰社は小神殿であった(内宮撰社二四社〔二九神殿〕の神殿の大きさは平均、長さ六・四尺、広さ五・二尺、高さ五・七尺、外宮攝社一六社へ一八神殿)の場合には平均、長さ五・三尺、広さ三・六尺、高さ三尺に過ぎない)。このように神殿が小さいことは祭りの際に臨時に設営された仮説の小神殿の系譜を引くからであろう。末社にいたっては常設の小神殿すら存しなかった可能性が大きい。⁽¹⁴⁷⁾ そこでは祭りの度に仮設の小神殿を設け、祭りが終わるとそれが取り壊されていたことが予想される。このような撰・末社の神殿のあり様は、予祝と収穫の二度の時季に自然界から神を迎えての祭りに対応していたとみてよいだろう。ところが、撰・末社群

が伊勢神宮に組み込まれると、内宮では撰社、外宮では撰・末社においても伊勢神宮の三節祭が実施されるようになった。しかし、在地の祭りのサイクルは三節祭とは明らかに異質であった。ここに伊勢神宮の三節祭が①②のように撰・末社レベルでは最終的に定着することなく、二月(祈年)―十一月(収穫)の祭りという形で収斂していった理由があったのではないだろうか。

以上、述べてきた点からも、伊勢神宮の年中行事には、大別して内・外宮、別宮のものと、撰・末社のものと二グループあったことが知られよう。このうち、前者では一年を通しての恒例の行事が実施されていたが、これは内・外宮、別宮において神の常住が達成されていたからに他ならない。岡田精司氏が指摘されているように、⁽¹⁴⁸⁾ 王権と密接する神々は常に天皇の祈願に答えたり、王位にかかわる非常の変にも備える必要があったからであろう。それ故、伊勢神宮では一年を通しての恒常的な年中行事の執行も可能であったとみられる。しかも、内宮に天皇家の守護神がまつられたことにより、内・外宮などの年中行事は宮中のそれとほぼ同じ構成となった。天皇の年中行事が中国伝来のものも受容していたのと同じく、伊勢神宮でも東アジアに連なる国際色豊かな行事が実施さ

れていたのである。

『続日本紀』慶雲元年（七〇四）十一月庚寅条に「遣從五位上忌部宿禰子首、供幣帛・鳳凰鏡・窠子錦于伊勢大神宮」とある。この時、伊勢神宮に奉納されたのは遣唐使が将来した舶載品であり、「窠子錦」は『皇帳』新宮遷奉御装束用物条の「御床装束四種」内の「小窠錦御被一条、長九尺、
廣四幅、」「樋代御装束六種」内の「五窠錦被一条、長一丈、
廣五幅、
納綿廿屯、
緋裏。」（『式』四も同じ）であろう。先に述べたように、伊勢神宮には外来の年中行事が受容されていたのと同様に、中国伝来の一級の舶載品が奉納ではあったが、伊勢神宮の他の神社には及んでいなかったのも事実である。天皇と共通の年中行事が行われていたのは、伊勢神宮の中でもごく一部に限られていたことを確認しておく必要がある。とくに撰・末社のように伊勢神宮に組み込まれた神社の多くは三節祭の対象となりながらも、時代の流れの中で、そのあり様を変質せしめたことに改めて注目したい。かかる神社群は天皇との関係も相対的に希薄であり、自然界との繋がりを喪失していかなかったものと推定される。いわば、もう一つの伊勢神宮とも呼ぶべき存在であったといえよう。こうし

た伊勢神宮の年中行事の重層化した姿は古代国家や社会の縮図といえるのではないだろうか。

注

- (1) 三節祭の研究としては、小林巖雄「神宮の三節祭」『神道史研究』六一六、一九五八年）、小松馨「神宮祭祀と天皇祭祀」『国学院雑誌』九一―七、一九九〇年）、藤森馨「伊勢神宮内外両宮の祭祀構造」『古代文化』四三―四、一九九一年）、岡田精司「律令制祭祀における伊勢神宮」『古代祭祀の史的研究』塙書房、一九九二年）、沼部春友「神宮の祈年・月次・神嘗祭儀」『神道儀礼の原点』錦正社、二〇〇一年）など。
- (2) 胡麻鶴醇之「神宮の祭祀」『明治維新神道百年史』一、神道文化会、一九九六年）三七二―三七九頁。
- (3) 鎌田純一「神宮年中行事の成立」『大倉山論集』二〇、一九八六年）。
- (4) 桜井勝之進「年中行事」『伊勢神宮の祖型と展開』国書刊行会、一九九一年）二〇二―二一一頁。
- (5) 岡田精司「伊勢神宮の起源」『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年）、同「伊勢神宮の成立と古代王権」（前掲〔1〕所収）など。
- (6) 直木孝次郎「天照大神と伊勢神宮の起源」『日本古代の氏族と天皇』塙書房、一九六四年）。
- (7) 伊勢神宮の成立をめぐる諸学説については、西宮秀紀「伊勢神宮の成立をめぐる」『新版古代の日本』七、

角川書店、一九九三年) 参照。

- (8) 『日本書紀』によると、天武朝には伊勢神宮関係記事が散見している。斎王大来皇女の派遣(天武二年へ六七三)四月己巳条、同三年一〇月乙酉条、十市皇女・阿閉皇女の派遣(天武四年二月丁亥条)、多紀皇女・山背姫王・石川夫人の派遣(朱鳥元年へ六八六)四月丙申条)など。

(9) 『皇帳』の引用は神道大系本による。以下、同じ。

(10) 『止帳』の引用は神道大系本による。以下、同じ。

- (11) 「宮廻神」は、現在では内宮の興玉・宮比・屋乃波比伎神、内・外宮の四至神みでのめぐりのかみなどの、宮域内の精霊神である(『大神宮儀式解』二七、阪本広太郎『神宮祭祀概説』へ神宮司庁教導部、一九六五年)七六〇八四頁、土岐昌訓「伊勢神宮の宮廻神の祭祀」へ『神社史の研究増補版』おうふう、一九九五年)など)。なお、興玉・宮比、屋乃波比伎神は、内宮敷地内の西北隅、東南隅にそれぞれ祭られている(『年中行事』六月条)。これは胆沢城跡出土木簡の「内神」と同類であろう(平川南「古代の内神」へ『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三年)。
- (12) 岡田精司「伊勢神宮を構成する神社群の性格」(『立命館文学』五二一、一九九一年)、阪本、前掲(11)二〇四〇二二二頁。

- (13) 現在の区分では内外宮・別宮(二四)・撰社(四三)・末社(二四)・所管社(三四)・別宮所管社(八)の計一二五社となっている。内宮の別宮の中には一九二三年(大正一二)に創建された倭姫宮も含まれる。

- (14) 神道大系本には「向」南御門外」とあるが、群書類従本には「向」南。御門外」、日本祭祀行事集成本には「向」南御、門外」とある。後二者の読みに従うと、外宮の朝拝では、欄宜以下が正殿に背を向ける格好で南向に拜奉することになるが、それはまずあり得ないところであろう。ここでは神道大系本に依拠して「南御門」(板垣御門)外より正殿の方に向かって拜むと解しておく。

(15) 福山敏男「神宮の建築とその歴史」(『神社建築の研究』中央公論美術出版、一九八四年)七六・一二二頁。

(16) 『大神宮儀式解』の引用は大神宮叢書本による。以下、同じ。

(17) 『式』の引用は訳注日本史料本、神道大系本による。以下、同じ。

(18) 『雑例集』の引用は神道大系本による。以下、同じ。

(19) 『年中行事』の引用は神道大系本による。以下、同じ。

(20) 『大神宮儀式解』一四に「一元社といふは当社(内宮撰社の国津御祖神社―引用者注)の事と見ゆれど、猶決がたき事あり。後考を待べし」とあるが、園田守良の『神宮典略』二には、国津御祖神社は「中古より御子社・一元社・一本社といへり」という説がみえる(『神宮典略』の引用は大神宮叢書本による)。

(21) 『豊受皇太神宮年中行事今式』一によると、外宮の一欄宜も「九丈殿南方大場」で「天地四方拜」を行っている。この儀は『雑例集』にみられないので、成立は近世に入ってからであろうか。

(22) 『太神宮司神事供奉記』の引用は大神宮叢書本による。

(23) 『宮司年中行事』によると、①「祓所松木」のもとで宮司と二宮禰宜が神宮を「神拝」した後、②「庁院南門」外で両者が「対拝」するが、そこには「古者此時有朝拝」という注がある。③その後、庁院内の「仮屋東砌」で「王城拝」を行うが、「今者無此対拝、於此在所」有「王城拝之故也」とあるので、もともとは「庁院南門」外で「王城拝」を執行していたらしい。また、③の「仮屋」からして、離宮院内の施設が当時、衰亡していた様子も窺えよう（『宮司年中行事』の引用は大神宮叢書本による）。

(24) 儀制令元日国司条の引用は『律令』（日本思想大系）による。令文の引用については、以下、同じ。

(25) 栗林茂「国庁（国府中心施設）の初現形態に関する一考察」（『史友』二二、一九八九年）、佐藤信「宮都・国府・郡家」（『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年）一一〜一二頁、藤森健太郎「日本古代元日朝賀儀礼の特質」（『古代天皇の即位儀礼』吉川弘文館、二〇〇〇年）六三〜六五頁など。

(26) 離宮院での朝拝儀と国庁での儀との対応については、新川登亀男氏のご教示による。

(27) 『紀』の引用は岩波古典文学大系本による。以下、同じ。

(28) 栗林、前掲(25)六〜七頁。

(29) 山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』（塙書房、一九九四年）三八三〜三八九頁。

(30) 郡稻帳・正税帳の引用は、林陸朗・鈴木靖民編『復

元天平諸国正税帳』（現代思潮社、一九八五年）による。以下、同じ。

(31) 藤森「元日朝賀儀礼の衰退と廃絶」（前掲(25)所収）。

(32) 所功「朝賀」儀式文の成立」（『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年）三九二〜三九九頁、古瀬奈津子「平安時代の「儀式」と天皇」（『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年）一九二〜一九五頁。

(33) 古瀬、前掲(32)一九六〜一九七頁。

(34) 所「元日四方拝」の成立」（前掲(32)所収）、清水潔「元日四方拝」成立考」（『神道史研究』四六一〜一九九八年）など。元日四方拝の成立については、宇多天皇の寛平年間説もある（井上亘「元日四方拝成立考」（『日本古代の天皇と祭儀』吉川弘文館、一九九八年））。

(35) 『豊受皇太神宮年中行事今式』一では、玉串御門前に供せられるのは「鮎饗」であり、近世では白散は含まれなくなってしまうらしい。白散は、元日の夕御饗が終わった後、政所庁舎で一禰宜以下に供されるだけであった。なお、『雑例集』に「二宮御節供事。鶏鳴行之、供白散年魚鮎」、「年中行事」に「今日御饗年魚晦夜御巫内人自離宮」白散請取…次三鮎三百隻ヲ請取テ酒殿上而大物忌父請取テ供進也。又佐八御牧所進年魚同供進云々」とあるので、鮎も白散とともに神前に供進されていたものとみられる。元日から三日まで宮中の歯固では、天皇の長寿を祈って押鮎、煮塩鮎などが天皇に献上されていた（山中裕『平安朝の年中行事』へ塙書房、一九七二年）一〇三〜一〇六頁）が、伊勢神宮の鮎も宮中の歯固との対

応に由来しよう。

- (36) 供御葉儀については、丸山裕美子「供御葉儀の成立」(『日本古代の医療制度』名著刊行会、一九九八年)参照。

- (37) 丸山、前掲(36)一六〇〜一六一頁。

- (38) 丸山、前掲(36)一六〇〜一六一頁。

- (39) 小野勝年「正倉院の年中行事品」(『仏教芸術』一〇八、一九七六年)七四〜七六頁、正倉院事務所編『正倉院宝物増補改訂(南倉)』(朝日新聞社、一九八九年)解説四四頁。

- (40) 伊勢神宮の卯杖は、近世になると短くなってしまいうようである。『豊受皇太神宮年中行事今式』一に「長作一尺余」(同書の引用は大神宮叢書本による。以下、同じ)、元文四年(一七三九)の『皇大神宮年中行事当時勤行次第』に「長一尺二寸古儀五尺許云々」(同書の引用は日本祭礼行事集成本による)、寛保元年(一七四一)の『内宮子良年中諸格雜事記』には「卯杖ハ長一尺余」(同書の引用は大神宮叢書本による)とあった。『大神宮儀式解』二二にも「昔は五尺ばかりに造りしを、かく短きは近世の略義なり」とある。

- (41) 岡田「伊勢神宮の起源」(前掲(5)所収)三三九頁。

- (42) 黒田龍二「神のやしろの曙」(『中世寺社信仰の場』思文閣出版、一九九九年)八〇頁。『年中行事』にも「宮中恒例神事」に「風雨之難」「雨氣之時」があった際、「自南御門供奉」の場合は「於齋王候殿勤行之例也」とあるのに対し、「自北御門供奉神事」の場合は

「於瑞垣御門被申詔刀」とあり、両者は区別されている。

- (43) 『年中行事秘抄』の引用は群書類従本による。以下、同じ。

- (44) 『師光年中行事』の引用は続群書類従本による。

- (45) 山中、前掲(35)一三〇〜一三二頁。

- (46) 西本昌弘「奈良時代の正月節会について」(『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年)三二〇〜三二二頁。

- (47) 『袖中抄』の引用は橋本不美男・後藤祥子『袖中抄の校本と研究』(笠間書院、一九八五年)による。

- (48) 鎌田、前掲(3)五三頁。

- (49) 山中、前掲(35)一五二頁。

- (50) 和田英松(所功校訂)『新訂建武年中行事註解』(講談社学術文庫、一九八九年)一九七頁。

- (51) 『正倉院文書』の引用は大日本古文書による。以下、同じ。

- (52) 直木「正月十五日の七種粥」(『奈良時代史の諸問題』塙書房、一九六八年)、大日方克己「年中行事の重層構造」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年)二三〇〜二三一頁。

- (53) 「北倉代中間下帳」の日付は「天□」とあるだけで明らかではないが、直木氏は天平神護と推定されている(前掲(52)三九六頁)。

- (54) 滝川政次郎「百官進薪の制と飛鳥浄御原令」(『法制史論叢』一、角川書店、一九六七年)。また、滝川「神

宮の御竈木奉納神事(一)(三)〔瑞垣〕五一〜五三、一九六一年)、三上喜孝「雑令の継受にみる律令官人制の特質」〔延喜式研究〕一三、一九九七年)も参照。

(55) 丸山氏は、雑令諸節日条の成立を、年中行事の初見記事が天武・持統朝に多く集中すること、持統朝に暦が普及したと考えられることから、浄御原令段階に比定されている(「唐と日本の年中行事」へ前掲(36)所収)二四一頁)。

(56) 『皇帳』管神宮肆院行事条によると、荒祭宮の神財の中に「青毛土馬一匹。高一尺、鞍立髪金筋。」がみえる。同様の「青毛土馬」は月読宮・瀧原宮の「神財」にも含まれている。あるいはこれらは白馬節会と関係付けられるのかもしれない。

(57) 『太神宮諸雑事記』二、治暦四年(一〇六八)一二月条に、祭主の宿所で死人穢があったが、そのまま祭主が離宮院に到着したため、宮司以下が皆触穢するという事態が生じた。これにより「白散年魚鮓之勤、件大牛草造「飯屋、令「勤仕」了。正月元日乃恒例乃大饗、朝拜、踏歌等之勤、同大牛草仁志立「司代」勤仕了」とある(『太神宮諸雑事記』の引用は神道大系本による。以下、同じ)。「大牛草」とは「度会川(宮川カ)乃西頭」の地字名であるが、ここに元日の「恒例乃踏歌」がみえる。しかし、管見の限りで、伊勢神宮の元日の踏歌儀は当該例のみである。これをどのように解すべきか、なお後考を俟ちたいと思う。

(58) 『万葉集』の引用は新編日本古典文学全集本による。

以下、同じ。

(59) 天平一〇年(七三八)「淡路国正税帳」に「正月二節御贄壹拾伍荷擔夫壹拾玖人」とある。この「二節」とは正月七日と一六日節を指すものとみられる(古市晃「奈良時代節日儀礼の特質」へ「ヒストリア」一七七、二〇〇一年)五頁)。

(60) 一七日には宮中では大射が行われている(雑令大射条など)が、この儀も伊勢神宮では実施されていない。大射は、『紀』清寧四年九月丙子朔条、大化三年(六四七)正月壬寅条、天智九年(六七〇)正月辛巳条に関連記事があり、年中行事化していく初見記事としては、『紀』天武四年(六七五)正月壬戌条の「公卿大夫及百寮諸人。初位以上。射于西門庭」があげられる(大射儀については、大日方「射礼・賭弓・弓場始」へ前掲(52)所収)参照)。

(61) 最近、古市晃氏は、奈良時代の節日儀礼と平安時代のそれとの相違点を鋭く指摘されている(前掲(59)論文)。かかる観点からすれば、伊勢神宮の年中行事も七世紀後半から平安初期への連続性のみでとらえるべきではないだろう。しかし、伊勢神宮の場合、奈良時代の年中行事を知る手がかりを見出せない。今後の課題としたい。

(62) 『統紀』の引用は岩波新日本古典文学大系本による。以下、同じ。

(63) 藤森馨「神宮祈年祭概観」(『大倉山論集』二二、一九八七年)。

- (64) 『太神宮諸雜事記』二、長曆三年(一〇三九)一二月二六日条に「神祇大祐大中臣永輔、蒙_レ祭主宣旨_一天、明年二月之祈年祭之勅使_{志止}、祭主永輔参下。初参九日也_{志止}とあるので、長曆三年時には祈年祭日は二月九日であつたことが知られる。
- (65) 「鉄一廷」は御田種蒔下始神事の湯飲料にあたるのであろう。
- (66) 『年中行事』には「凡絹式疋三丈五尺」と「官司長官各用紙二束六帖、米一斗」が祝に下行され「相並供進例也」とあつた。
- (67) 国幣の前身は糸と綿であつた(『式』一)。
- (68) 『年中行事』によると、一一・一二日の儀については「上古ハ撰_レ日」とある。
- (69) 『大神宮儀式解』一四に「此行事を宇治橋の西の爪なる橋姫社地にて行ふも、昔此辺皆社地なればなり」とある。
- (70) 『神宮典略』一三には「東方には、堅田、江、神前、粟御子、榎村^{小朝熊}の五所の神社あり。西南には、朽羅、岩井、熊淵、の三所の神社あり。此八所はみな土地の神なれば是ならんか」とある。
- (71) 外宮祈年祭(『止帳』)にいう吉日の儀は『豊受皇太神宮年中行事今式』などの外宮関係史料に見出すことができない。『式』以降、比較的早い時期に衰退してしまつたのではあるまいか。
- (72) 齋宮祈年祭については、榎村寛之「齋宮祈年祭についての基礎的考察」(『齋宮歴史博物館研究紀要』八、一九九九年)参照。
- (73) 榎井、前掲(4)二〇三〜二〇四頁。
- (74) 「神事河原」については、『皇大神宮年中行事当時勤行次第私註』に「在本宮之北」「今ハ馬ケ森ノ処ナリ」とある。
- (75) 「御田」とは「大土社の南なる御常供田」とみられる(『大神宮儀式解』二三)。
- (76) 『氏経神事記』の引用は大神宮叢書本による。以下、同じ。
- (77) 岩永省三「奈良時代庭園の造形意匠」(『古代庭園の思想』角川書店、二〇〇二年)。
- (78) 神衣祭については、熊田亮介「伊勢神宮神衣祭についての基礎的考察」(『新潟大学教育学部長岡分校研究紀要』二五、一九八〇年)参照。
- (79) 『大神宮儀式解』二四は「告刀の二字恐くは衍字歟。また二字を時の一字に改べき歟」と指摘している。
- (80) 『年中行事』四月条によると、玉串行事として、玉串大内人の櫛を「玉串御門ノ右方石畳ノ上奉之後」、「両織殿ノ大少神部等」や「各々ノ織子人面等」の櫛を玉串大内人が取り集めて「同御門ノ左右脇ノ石畳ノ上ニ奉ル。服_{左方}、麻_{右方}」とある。
- (81) 『雜例集』四月条に「…奉納之後、於_一殿_一在饗膳」とある通り、神衣祭の終りには直会院(一殿)で直会があつた。
- (82) 『令集解』の引用は新訂増補国史大系本による。
- (83) 『皇帳』や『紀』持統六年壬五月丁未条からすれば、

神衣祭の赤引糸は度会・多気二神郡からの貢進が本来の形で、三河国貢進は九世紀後半以後の変化であろう(岡田「伊勢神宮の成立と古代王権」へ前掲(1)所収)三一頁)。

(84) 原田敏明「村の祭祀と季節」(『村の祭祀』中央公論社、一九七五年)二七二頁。

(85) 桜井、前掲(4)二〇六〜二〇八頁。出雲路通次郎『神祇と祭祀復刻版』(臨川書店、一九八八年)一一二頁にも神衣祭と更衣とは同義であるという指摘がある。

(86) 『大神宮儀式解』三〇。

(87) 伊加津地神社は『式』四にみえない。『大神宮儀式解』二四は「神名帳、伊勢国度会郡雷電神社あり。これ歟。但下蓑笠奉る社々を見るに、管度会郡神社行事造宮使造奉る六社の中五社ありて湯田社無ければ、此処に伊加津知社といひしは、湯田社に坐す鳴震雷神をさしていふにや。此二つ外にはあらじ」と指摘している。ここでは、『大神宮儀式解』の説に従い、伊加津知神社を式内社の雷電神社か湯田神社と解しておくが、いずれにしても同社が撰社(式内社)であることにはかわりはない。

(88) 大奈保見神社は『式』四にも見えず、未詳。『大神宮儀式解』二四にも「是はいづれの社にや」とある。

(89) 風神社について、『大神宮儀式解』二四は「当宮なる風神社は、後に宮号宣下ありて風宮といふ。宮中五十鈴川の南岸にあり」と指摘している。

(90) 『雑例集』では「二宮供御笠事」の後に「神御衣祭事」が記されている(『年中行事』も同じ)が、『皇帳』

『式』では神衣祭を先にあげている。本稿では『皇帳』『式』の記載順に依拠した。

(91) 『大神宮儀式解』二七。なお、桜井氏は、「御笠神事」を「祖型を中央に求め難い行事」の中に分類された(前掲(4)二〇二頁)が、本稿では広瀬大忌祭・龍田風神祭との関連を重視した。

(92) 『大神宮儀式解』二四に「集御厨院」の四字は集酒殿院と改めて：今日は大凡正月元日と同じ行事なり。正月元日も御饌の後、酒殿院の直会、次御厨に参るなり」とある。

(93) 五月五日節については、大日方「五月五日節」(前掲(52)所収)、増尾伸一郎「紫の匂へる妹考」(『万葉歌人と中国思想』吉川弘文館、一九九七年)など参照。

(94) 五月五日節には長命祈願のために統命縷の着用もあった。正倉院には百索縷軸が伝来し、これが「東大寺獻物帳」(天平勝宝八歳へ七五六〜六月二一日)の「百索縷一卷畫」(『大日本古文书』四一一二九)であり、聖武の遺品とみられている(小野、前掲(39)六六〜六七頁)。

(95) 齋内親王の褌も度会川臨晦大祓と対応していたはずである。すなわち、『式』五(齋宮式)に「五月、十一月晦日、隨近川頭為褌、八月晦日、臨尾野湊為褌……」とあった。

(96) 熊田、前掲(78)九二頁。

(97) 熊田、前掲(78)八九頁。

(98) 大御饌儀については、『雑例集』六月条に「先有御祓、禰宜以下從北御門内玉垣内参入」とのみあったが、

貞享四年(一六八七)、外宮権禰宜兼大物忌父黒瀬益弘が編修した『外宮子良館祭奠式』に「由貴神事…各々経瑞籬之東径」出本宮前「入自玉串御門」啓瑞籬御門而入、大物忌父一藹二藹到、心御柱前三藹到「東棟持柱下」有「行事」、此神態件々秘奥之矩式、物忌父等手授口伝更不_レ漏_レ泄他、故不_レ記焉(同書の引用は大神宮叢書本による)とあるので、外宮の大御饌の場合も正殿床下の心の御柱前に供進されたものとみられる。

(99) 大関邦男「古代伊勢神宮の殿舎と祭祀・財政」(『国史学』一三八、一九八九年)。

(100) 『皇帳』神田行事条に「祭毎月十六日、川原禰宜内人物忌等身祓所奈保良比料稻六十束。祭別廿束。」とあった。

(101) 岡田「伊勢神宮の起源」(前掲(5)所収)三三九頁。

(102) 藤森、前掲(1)。なお、藤森氏は、三節祭の外宮の由貴大御饌神事に御飯が供進されていなかったと指摘されているが、この点については、加茂正典「外宮三節祭由貴大御饌私注」(『皇学館大学神道研究所研究紀要』一六、二〇〇一年)に批判がある。

(103) 『大神宮儀式解』二五にも「月次祭は十五日より廿五日迄の神祭を總べいふなり」とあるが、正しくは二七日まで含まれよう(本文後述)。

(104) 『皇帳』神田行事条に「瀧祭奈保良比料稻百廿束。祭別四束。」とあった。

(105) 『大神宮儀式解』二七に大歳神社は「小朝熊社にます桜大刀自神歟、又同神の御親なる大年神なるべし。伊雑宮の大歳神社の事に仍此祭を小朝熊祭礼ともいふ」とある。『式』四は有らず。

によると、神嘗祭に際して玉垣に懸税(斤税)が懸けられるが、そこに「朝熊社十束」とある。これは摂社の中では唯一の例であった。ここからも同社の格の高さが窺えよう。

(106) 『皇帳』鎮祭荒祭、月読、伊雑宮四宮地用物、并行事条には「伊雑宮遷奉時装束合十四種」の後に「佐美長神社祭行事」として「御饌稻廿束。從伊雑宮下宛行。」木綿一斤。麻一斤。天枚盆一口。酒缶一口。酒杯四口。竈戸一口。已上物從大神宮司宛行」とあるが、これは佐美長神社の月次祭のことであろう。

(107) 岡田登「伊雑宮と佐美長神社」(『磯部町史』磯部町、一九九七年)四〇一頁。

(108) 『年中行事』の一二月月次祭条に「詔刀後玉串奉仕如二六月。但今度、無荷前御調糸。仍御門東宝殿_ラ不_レ奉_レ開之間、鑑取内人不_レ供奉」とある。熊田「伊勢神宮の月次祭と祭祀体系」(『文化』四六一三・四、一九八三年)参照。

(109) 神嘗祭には神宮での儀以前に宮中での勅使発遣の儀があったが、これについては拙稿「古代奉幣儀の検討」(『古代国家の神祇と祭祀』吉川弘文館、一九九五年)で論じたところでもあり、本稿では取り上げなかった。

(110) 藤森馨、前掲(63)。なお、神嘗祭の勅使が王に神祇官の中臣・忌部・卜部が随行する形であり、祈年・月次祭が中臣のみであったことと相違する。この点も神嘗祭の格の高さが窺えよう(藤森馨「神宮奉幣使者」へ『平安時代の宮廷祭祀と神祇官人』大明堂、二〇〇〇年)。

(111) 『大神宮儀式解』二九。

(112) 神宮司庁『神宮要綱』(神宮皇学館、一九二八年)三六七頁、熊田、前掲(108)、小松、前掲(1)三〇二頁。

(113) 『伊勢二所皇太神宮神秘書』の引用は統群書類従本による。以下、同じ。

(114) 『雜例集』では「十九日朝、月夜見、伊佐奈岐両宮御祭事。東月読宮、一禰宜申詔刀。西伊佐奈岐宮、詔刀无。」廿三日、瀧原並両宮御祭事。東瀧原宮、禰宜申詔刀。西並宮、无詔刀。」とあるのに対して、『年中行事』では、月読宮への詔刀の末尾に「伊佐奈岐宮モ如此申テ奉ト詔給フ」、瀧原宮への詔刀の末尾に「並宮モ如此申テ進ト詔給フ」とあるので、伊佐奈岐宮や並宮にも詔刀が奏上されるようになったのは『雜例集』以降とみるべきかもしれない。

(115) 桜井「志摩地方と伊勢神宮」(『神道研究ノート』国書刊行会、一九九八年)七六〇七七頁、岡田、前掲(107)三三六頁。

(116) 神宮司庁、前掲(112)二九五頁。

(117) 『大神宮儀式解』二九に内宮撰社の神嘗幣について、「件の神嘗幣後には十一月に奉れり。年中行事、十一冬季神態是なり。：按に、延暦の比は廿七日幣を奉り、その後幣物を九月にうけて十一月に奉る」という指摘がある。

(118) 岡田、前掲(1)三四三〜三四六頁、小松、前掲(1)など。

(119) 古代の伊勢神宮では新嘗祭は実施されておらず、現行の新嘗祭は一八七二年(明治五)に新設されたものである。

(120) 広瀬大忌祭・龍田風神祭の祭日は、『式』では四・七月四日であるが、天武・持統紀の例(三五例)では四・七月内の特定日に定まっていなかったらしい(四日は一例のみ)。「本朝月令」所引「弘仁式」(太政官式)逸文では祭日を四日としている。

(121) 『大神宮儀式解』二七、阪本、前掲(11)四六三頁、桜井、前掲(4)二〇八頁。

(122) 桜井「神宮の祭り」(『伊勢の大神』筑摩書房、一九

ある。ただし、その場合、『式』九(神名式)の大神宮・荒祭宮・瀧原宮・伊佐奈岐宮・月読宮・度会宮・高宮の「新嘗」注記は問題となる。これについては、現在、二つの理解がある。その一つは、岡田精司氏の「神宮の祠官(禰宜・内人以下の)たちに対して、新嘗祭の撤下した神饌を下賜するもの」とみる説(「律令的祭祀形態の成立」(前掲(5)所収)一五九頁)であり、もう一つは、阪本氏、菊地康明氏、岡田登氏の神嘗祭の誤りとする説(阪本、前掲(11)四八頁、菊地「農耕儀礼と生活」(『古代の地方史』五、朝倉書店、一九七七年)一一四頁、岡田「瀧原宮・瀧原並宮」(『大宮町史』歴史編、大宮町、一九八七年)六七頁)である。後者の祭りの名称の混用という点に関しては、『統紀』延暦九年(七九〇)九月甲戌条の「奉伊勢大神宮相嘗幣帛」という相嘗祭と神嘗祭の混用例も参考になる。両説のうち、どちらを是とすべきかにわかに判断できないが、いずれにしても古代の伊勢神宮には新嘗祭が実施されていなかったことだけは間違いない。

八八年)一〇三頁。なお、この論文は大幅に改稿されて、『伊勢神宮の祖型と展開』(前掲(4))に再録されたが、再録論文では重陽節と神嘗祭との関係について、本文で紹介した指摘は削除されている。

(123) 阪本氏は「神宮の性質上、神の御縁につきにくかつたからであらう」(前掲(11)五一七頁)と指摘されている。

(124) 清水「重陽節の起源」(『史料』七五、一九八五年)。

重陽節については、すでに『大神宮儀式解』二二に次のような指摘があったことを付記しておく。すなわち、「大宝の比九月九日忌日たる故に、令には節日の中に記さざるべし」。しかし、『内裏式』などに重陽節がみえるのは「此節廢れたるは大宝比より大同比までの間なるべし。仍此儀式(『皇帳』)にもしるさざると見ゆ」と。また、丸山、前掲(55)二三九頁も参照。

(125) 桜井、前掲(4)二二頁。

(126) 大久保正「人麻呂歌集七夕歌の位相」(『万葉集研究』四、塙書房、一九七五年)。

(127) 小野、前掲(39)七六〜八〇頁。

(128) 『内宮年中神役下行記』については、大神宮叢書の解題に「本書編述の年代は明かならざるも、建久行事記(『年中行事』)の当時次第の文、及び氏経神事記等に見ゆる神役下行の内容と符合する処あるにより、恐くは氏経の長官時代その政所家司等の手によりて編成せられしものなるべし」(一〇頁)とある。同書の引用は大神宮叢書本による。

(129) 『外宮年中祭祀行事大略職掌人装束』は元文四年(一七三九)、関白一条兼香の命により外宮が当時の年中行事、職掌人の装束を注進したもの。同書の引用は大神宮叢書本による。

(130) 桜井、前掲(122)一〇三頁(この指摘も、桜井、前掲(4)に継承されていない)。「大神宮儀式解」二二に「本宮には古へより七月七日の節は無し。仍此儀式(『皇帳』)にも見えず。いかなる事にや」とある。

(131) 和歌森太郎『日本民俗論』(『和歌森太郎著作集』九、弘文堂、一九八一年)三〇二〜三三七頁。木村茂光氏も中世の農事暦の中で七夕に麦の収穫祭としての性格を指摘しておられる(「中世農村と盂蘭盆」へ『日本古代・中世畠作史の研究』校倉書房、一九九二年)。

(132) 倉林正次『饗宴の研究(文学編)』(桜楓社、一九六九年)一六五〜一七八頁。

(133) 拙稿「古代大饗儀の史的考察」(前掲(109)所収)。

(134) 『大神宮儀式解』三〇には「十二月晦日夜燈油はいづこも同じ」として、『式』三六(主殿式)の二条文があげられている。

(135) 『江家次第』の引用は神道大系本による。

(136) 『建武年中行事』の引用は群書類従本による。

(137) 益田勝実「黎明」(『火山列島の思想』筑摩書房、一九六八年)。

(138) 王建的「宮詞」については、植木久行『唐詩歳時記』(明治書院、一九八〇年)二八二〜二八三頁参照。ただし、日本の大饗儀では「宮詞」にあるような香木を

燃やすことは史料上確認できない。

- (139) 『南部新書』の引用は叢書集成初編本による。
- (140) 「破立」の名称は「五尺許ノ細木ヲ伐テ所々ヲ削テ末ヲ破懸ニ其上ニ燈火ニ」(『年中行事』一二月条) という形状に由来するらしい。
- (141) 『類聚三代格』の引用は新訂増補国史大系本による。
- (142) 『続日本後紀』の引用は新訂増補国史大系本による。
- (143) 『風土記』の引用は新編日本古典文学全集本による。
- (144) 一宮正彦「延喜式「祭日」条の考察」(『古代の神社と祭祀』創元社、一九八八年)、井原今朝男「中世の五節供と天皇制」(『日本中世の国政と家政』校倉書房、一九九五年)、藤井一二「古代の農事と季節構造」(『日本古代の国家と村落』塙書房、一九九八年) など。
- (145) 大西源一「荒木田氏の氏社及山宮祭場」(『国学院雑誌』二四一八、一九一八年)、中西正幸「神宮祠官の氏神祭」(『神道宗教』一七一、一九九八年)。
- (146) 岡田、前掲(12)。
- (147) 拙著『古代の神社と祭り』(吉川弘文館、二〇〇一年) 六三〜六六頁。
- (148) 岡田「古代国家における天皇祭祀」(前掲(1)所収) 四五〇頁。
- (149) 新川「平城遷都と法隆寺の道」(『奈良・平安期の日中文化交流』農山漁村文化協会、二〇〇一年) 六三〜六四頁。なお、長暦二年(一〇三九)九月七日の「内宮長暦送官符」には内宮の「神財」のうち「玉纏太刀壹柄。柄長七寸。用赤木…」、「須我利太刀一柄。柄長六寸。

用赤木…」とある(同史料の引用は群書類従本による)。この伊勢神宮の太刀の赤木は、『統紀』文武三年(六九九)七月辛未条の「多嶽・夜久・菴美・度感等人、從朝宰而來貢方物…」、同三年八月己丑条の「奉南嶋獻物于伊勢大神宮及諸社」にみえる「方物」「南嶋獻物」に含まれていた可能性がある(山里純一「南嶋赤木の貢物・交易」(『古代日本と南島の交流』吉川弘文館、一九九九年)一六二頁)。赤木の場合も別宮の「神財」に利用されていない。